

主権概念の研究（その二）

Treatise on Sovereignty

今井直重

第三章 ホッブスの主権論	第一節 社会契約
第一節 社会契約説	第二節 公民状態
第二節 主権思想	第三節 主権の性格
第三節 自然権と自然法	第四節 法律と立法者
第四節 国家と主権者	第五節 一般意思
第五節 政府論	(一) 人民主権論
第四章 ロックの主権論	(二) 社会契約
第一節 自然状態と自然法	(三) 自然状態
第二節 政治的社会	(四) 一般意思
第三節 立法権	第六節 政治論
第四節 行政権と大権	(一) 政治団体
第五節 行政権と外交権	(二) 政治形態
第五章 ルソーの主権論	(三) 政府の評価

第三章 ホッブスの主権論

第一節 社会契約説

ホッブスの社会契約説は自然法的国家構成説に基づくものであって、社会構成員の明示または黙示の契約によって自然状態 (status naturalis) より脱して国家が生誕すると主張する。社会契約説の教説はギリシアのプロタゴラス (Protagoras 500~430 B. C.) の *βυθηματα* の思想にまで遡源することができる^①。また近代的社会契約説の先駆者としてグロチウス (Hugo Grotius 1583~1645) をあげることができる。彼はその著戦争と平和の法 (De jure belli ac pacis, 1625) において社会契約説について論及している^②。近世の社

社会契約説は自然法的合理主義に基づいて17、8世紀に英仏において展開され、ブルジョア革命達成の理論的武器となった。その理論の前提は個人の人権の確立、平等な個人間の自由意思にもとづく契約、自然状態 (state of nature) から市民状態 (civil state) 市民社会、国家への移行である。国家は自由且つ平等な個人間の契約によって成立する^③。ホッブス (Thomas Hobbes, 1588~1676) は、万人に対する万人の斗争の自然状態から市民状態に入るとき、各人が自然権を放棄して、それを1人に譲渡したので、最高権力者即ち国王が生じたのであると説いた。ここにスチュアート王朝 (Stuart 1625~1702) 下の絶対王制を理論的に擁護したホッブスの役割がある。これに対して17世紀末ロック (John Locke, 1632~1704) は、私有財産の享有が不確実且つ不安定な自然状態から脱出するために、社会契約によって、私有財産の保護を主目的とする市民社会を形成する必要があると説いた。彼によれば自然的権力 (natural power) は委譲されるが、生命、自由、財産等の自然権 (natural right) は委譲されないと説く。この意味において、ロックの社会契約は制限的である。かくして、ホッブスの契約説は絶対君主制 (absolute monarchy) を擁護するイデオロギーとして利用され、ロックの契約思想は絶対王制を拒否し、制限君主制 (limited monarchy) を正統づける根拠となった。ホッブスの思想的背景は清教徒革命であったが、ロックの思想は名誉革命下のブルジョアイデオロギーを表現するものである^④。

更に18世紀の中頃フランスにおいて、ルソー (Jean Jacques Rousseau, 1712~1776) は自然状態を自由、平等の支配する楽園として捉えた。固定的な私有財産制度によって不平等が生じたとする。それ故に、自然状態の自然権を保障するために社会契約を結び政治団体を構成し、人民の総意 (volonté générale) をもって主権の座とし、国家 (政治団体) は国民の自由と平等を保障する組織であるとし、人民主権論 (popular sovereignty) を説いた。ルソーは絶対王制を批判し、フランス革命の道を開くことになった^⑤。

かくのごとく、社会契約説は、各論者の時代的的政治的立場を異にすることにより、実質的内容は異なっているが、一般的には近代社会成立期のブルジョアジーの政治理論を代表するものとしての役割を果たした。また自然状態 (state

of nature) を近代社会のモデルとして捉えたのであるが、それは歴史的事実としてではなく、理想的、論理的に構成されたものである。

社会契約説には二つの形式がある。その一つは統治者と被治者の関係としての統治契約 (pactum subjectionis) であり、他は社会を構成する各人の相互関係としての社会構成契約 (pactum societatis) である。統治契約説はイギリスのブキャナン、(George Buchanan 1506—82) フーカー (Richard Hooker 1554—1600) フランスのカルヴィン (Jean Calvin 1509—54) によって説かれたものであり、社会構成契約説はホッブス、ロック、ルソーによって唱えられたものである。前者は近代民族国家が専制君王によって、外は法王権の羈絆を脱し、内は国内の諸侯、諸独立自治団体を統一して民族専制君主国家を成立した時期において唱えられ、主として神学、スコラ哲学によって基礎づけられ、神法に立却するものである。⑥ 後者はルネサンスの思想的影響を受け、宗教、信仰、神学から解放され、哲学的、理性的、合理主義的な教説となって現われた。前者は、その統治形態は君主政態を前提としながら、暴君の放伐を認めるモナルコマキ (monarchomachi) を主張し、後者は時代的に種々の段階にわかれ、初期においては、ホッブスのごとく絶対君主制に結合し、中期においては、ロックのごとく制限君主制に結びつき、末期においては、ルソーのごとく民主主権制を確立するにいたっている。

① プラトンのゴルギアス492c,ポリテア338c, プロタゴラス322bc.

Barker, Greek Political Theory, p. 63, またアンティフォンの *ὁμολογήματα* (covenant) の概念のうちにも社会契約の萌芽が見られる。

② グロチウスの De jure belli et pacis, II, ch. 5, sec. 17ff.

Evat's translation. They that first entered into that society did (as may be presumed) contracts a firm and immortal league among themselves, for the defense of all those parts which are called integrants.....
Such a society is constituted by mutual consent and agreement : and therefore its power over its parts depends wholly upon the will and intention of them who first instituted that society. Gough, The Social Contract, p. 80 ff.

- ③ B. Willy, *The Seventeenth Century Background*, p. 38.
Pollock, *History of the Science of Politics*, pp. 58—68.
- ④ N. Clark, *The Seventeenth Century*, p. 53ff..
- ⑤ Janet, *Histoire de la science politique*, II, pp. 143~155.
- ⑥ Dunning, *Political Theories from Luther to Montesquieu*, ch. 7.
- ⑦ Coker, *Readings in Political Philosophy* p. 383ff.

第二節 主 権 思 想

ホッブスは唯物論の立場にたつて独自の体系をつくつた。すなわち、彼によれば一切の存在は物質であり、すべての現象は物質の機械的必然的な運動である。哲学は帰納法と演積法とを用いて物質とその運動の法則をきわめる学である。しかして広義の物のうちには、人間が自然のうちに見出す自然的創造物と人間が自らつくり出す人為的な構成物（国家）とがある。人間は自然的創造物のうち最も完全なるものであり、また人為的な構成物である国家の構成要素である。かくて哲学は自然的物質の学である物理学、最も高級なる自然物である人間の学、すなわち、人間学及び人間の構成する国家の学である政治学の三つの部門にわかたれる。このうち国家については、ルネサンス以来個人の尊重から発し、社会契約を媒介として主権的社会を構成するにいたつた。人間は本来自由平等であつて、自己保存のために一切の行動をなしうる権利（自然権）を有し、各人が自己の生存に必要なものを無限に追求することができる。その結果万人が万人に対する斗争（*bellum omnium contra omnes*）という自然状態（*state of nature*）が生ずる。自然状態は自然権（*natural right*）の否定となるので、各人の自然権のうち、全体の平和と秩序を維持するに必要な限度において、各自の自然権を放棄して、相互に契約を結び主権的社会たる国家が成立するのである。国家の主権力は国家構成者たる各人の自然権の保障を目的とするから、この目的のためには主権力は人民に対して絶対的な権力をもつものである。この絶対的権力（主権力）を行使する者が国王である。主権力は、社会契約によって、無条件に国王に委譲されたのである。ここにおいて、絶対王権と現実の新興市民階級の自己保存の絶対権との間に矛盾が生ずるにいたつたのである。

国家の成立目的が人民の生命と自由の保障のためであるから、主権者はこの目的に適合するように主権を行使することは国家の存在理由、社会契約説の大前提として論議の余地のないところである。しかし、一般の社会契約論者と異なって、ホッブスは、主権者は人民を統治するために法を制定するが、法定制定者たる主権者は法の上であって、法によって拘束されないと考えた。若し主権者が法に拘束されるとすれば、主権者は自己の制定した法に違反した場合には、人民と同様に制裁を加えられることになり、主権者の地位を保持し難くなり、人民からもそれについて非難をうけ、反抗され得る理由を与えることになる。この点について、ホッブスの思想のうちに国王に対する深い配慮のあとが見られる。^③

しかし、主権者は支配権を委譲された目的が何であるかを省察するだけ充分なる能力を有するからには、たとえ法を超越した権力（ultra vires）を有するにしても、決して人民の生命、自由の保障を閑却するものでないことは当然であって、これは主権者の国民に対する自律的な義務である。すなわち、主権者の本務的、道義的な義務というべきである。^④

ホッブスにおいては、自然法は自己保存のために役立つところの理性の功利的考慮にすぎないのである。自然法は、結局はわれわれの生活を破壊するようなことをしてはならないという理性の法則である。^⑤

かくのごとき理性の功利的勸告（councils of prudence）のごとき自然法が必ずしも遵守されるとはかぎらないから、その遵守を強制するために違反者を制裁する制度が設けられねばならない。違反者を制裁する権力を有する者が必要とされる。違反者を制裁する権力を有する者が主権者である。主権者は人民の平和と安全を永久に維持するために、至上で全能の権力を有しなければならない。この点において、ホッブスにはボーダン（Jean Bodin, 1530—1596）的な絶対君主主権への復帰が見られる。ホッブスはフランスに長く滞在し、フランスの絶対君主の最盛期にあたり、また英国よりフランスに移住したスチュアート王朝の一族の者が政治的活動をなしつつあった際であるから、ホッブスはこれらの環境の影響をうけ、絶対君主政治の形態を最善のものであると考えた。^⑥

ホッブスの著書 *De Leviathan* ((1651,) *De Corpore Politico* (1650) *Elementa Philosophica de Cive* (1642) においてのべているごとく、自然状態(無政府状態)においては、人々は万人に対する万人の斗争であるが、各人は自己の力を自由に発現する自然的権利を有するので、かかる無政府状態より脱するため契約を媒介として統治が発生する^⑦。契約によって各人はその権利を各人の生命と自由の権利の保障の任にあたる道徳的自然的な人格である君主に委譲する^⑧のである。

契約の結果として、各人はすべて、主権者の権力の共同の支持者となる。ホッブスにては制限的な主権は存在しないのである。人民は何等の主権を有しないから、それを処理する権利もない。かくして、ホッブスは人民主権説に反対して、君主主権説を主唱したのである。

かくて、契約の結果として、各人はすべて主権者(君主)の権力に対する服従者となる。しかし、主権者は絶対的権力者で超法的ではあるが、契約の目的に反する不法はなしえないものである。(sibi ipsi autem injuriam facere nemo potest) 契約の目的以外においては、主権者の権力は絶対的である^⑨。

かくホッブスは人民主権説に反対することによって、絶対君主の權威を保護したのである。ホッブスにおいては、国家における全権力は、契約により、主権者に委譲されたのである。主権者は最終の審判者(ultimate judge)であって、何ものの制限をもうけることがない^⑩。国家内のすべてのものを支配する権能を有する主権者たる君主は、神法、自然法によっても、その拘束を受けることがないのである。ボーダンが主権の最高独立性を強調したが、主権者も神法、自然法によって制限されたのであるが、ホッブスの主権は神法、自然法の制約より全く解放されている。それ故に、ホッブスの主権は一切の法の拘束(leges imperii)を受けないのである。ホッブスにおける主権の絶対性は、自然状態を克服して、社会の安寧秩序を維持し、人々の生命、自由を保障するためには絶対的な主権力を保有する絶対君主の存在が必要とされたからである^⑪。

ホッブスの思想のうちに存する人間の性悪説は、当時の英国内における血腥い動乱によるものである。彼においては、人間は恐怖と私欲(fear and self

interest) という二つの動機によって動かされる動物である。ホッブスのいう人間の私欲性は、英国における功利主義 (utilitarianism) 思想に大いなる影響を与えた。人間は万物の靈長として、全く他の動物と異っているように思われるが、その実、人間の行動はすべて恐怖と私欲の二つの原因から出づるものである。人間には他の動物と異なって理性があり、合理的思惟能力があるといわれるけれども、人間の理性はただ自己の恐怖をしりぞけ、自己の欲望を満足させるための手段にほかならないのである。それ故に、理性があっても理性は恐怖と私欲によってのみ動くものである。人間の行動が恐怖と私欲に動機つけられるとすれば、人生はきびしく且つ残忍な (hard and cruel) ものとならざるを得ないのである。動物の斗争はすべて恐怖と私欲という二つの動機に基づいている。このような動物的な動機のみによって動く人間相互の間において統一秩序を与えようとすれば、強制力 (force) よりほかによい方法はあり得ない。かく考えるとき、人間が彼等すべてをして畏服せしめるところの強制の権力なしに生きている間は、人間は斗争の状態におかれている。それは各人が各人に対立しているような斗争 (such a war as is of every man against every man) である。このような状態においては、何ものも不正 (unjust) ということはないのである。正邪 (right and wrong) 正義、不正義 (justice and injustice) の存する余地がない。共通の権力の存しないところでは法も存しない。斗争の状態においては腕力 (force) 偽瞞 (fraud) が二つの基本的な徳性なのである。正しいとか正しくないとかいうことは社会における人間に関係ある性質であって、孤立状態の人間に関係のないものである。自然の斗争状態においては、財産所有権 (propriety) も所有地 (dominion) も存在しない。自分のものと他人のものとの区別 (distinction) がないからである。ただすべての人々に解放されているところのものを、各人がそれを保有することのできる間保有するのである。かかる自然の悪い状態 (ill condition) を脱出しようという可能性が人間の性質のうちに存在する。それが欲情 (passion) と理性 (reason) である。死の恐怖 (fear of death) 必要物資の欲求 (desire)、勤勉によって必要物資を獲得せんとする希望等の欲情が人々を平和に向わしめるのである。また理性は人々の同意に基づくところの適切なる平

和の規約 (articles of peace) をつくることを教える。これらの規約が自然^⑫法 (laws of nature) とよばれるのである。

① Graham, English Political Philosophy. pp. 1~9.

② Pollock, History of Science of Politics, p. 58ff.

③ H. Schreihage, Thomas Hobbes, Sozialtheorie, s. 26ff.

④ Hobbes, Leviathan, ch. 13.

⑤ Ibid, ch. 14, A law of nature is a rule of reason, by which we are forbidden to do anything destructive to our life.

⑥ Ibid, ch. 18.

ad summam ergo potestatem attinet opinionum et doctrinarum omnium judicatio, ut quae discordiarum bellique civilis saepissime causa et origo esse solent.

⑦ Ibid, chs. 13~15.

⑧ Ibid, ch. 17.

Everyone to own and acknowledge himself to be the author of whatever he that beareth their person, shall act or cause to be acted, in those things which concern the common peace and security, and therein to submit their wills, everyone to his will, and their judgments to his judgment.

⑨ Ibid, ch. 13.

⑩ Ibid, ch. 20.

The Sovereign power, whether placed as in monarchy, or in one assembly of men, as in popular and aristocratical commonwealths in as great as possibly men can be imagined and will seek to make it. He who considers it too great and will seek to make it less, must subject himself to a power that can limit it, that is, to a greater.

⑪ Ibid, chs. 13, 20, 22. De Cive, ch. 10.

⑫ Idem, De Cive, ch. 2.

第三節 自然権と自然法

ホッブスにおいては自然権 (jus naturale, right of nature) とは人間が

自己自身の生命の保持のために自己の力を行使し、また自己が選んだ目的を達成することの自由を意味する。自然権は自然法 (lex naturalis, laws of nature) 上の権利である。ホッブスの自然法は18世紀の自然法学者が論述したごとき実定法の原理となり、実定法に優先する道徳的、理性的規範を意味するのではなく、仮言的な命令に過ぎないのである。ホッブスの自然法は実際の、功利的な判断に基づく理性の命令である。自然状態においては万人対万人の斗争という不安な状態にあるから、かかる状態から脱して平和な生活をするために自然法に従うべきである。しかし、若し自然法によって平和を獲得することができないならば、人間は自分自身を守るためにあらゆる手段を行うことができる。何となれば、人間は自衛の必要上、平和のためとはいえ、他人が放棄する以上の自然権を放棄する必要がないのである。しかし、全体^①の平和のために結ばれた社会契約は絶対に各人によって遵守されねばならない。

ホッブスのいう権利とは、あることをなすまたはなさざる自由を意味するのである。法とはあることをなすまたはなすべからずと命ずるところのものである。それ故に、権利は自由を意味し、法は義務を示すものであるということが出来る。自然法は人間の生存の必要のために理性が人間に課する義務を意味する。自然状態において、自己の生命、身体を他者の侵害から保障するために理性の命ずる法、すなわち、自然法を次の二つとする。

その一つは「各人はできる限り平和を求めなければならない。それがどうしてもできないならば、斗争のために一切の手段を用いて自己の利益を防衛することができる。各人ができ得る限り平和を求めなければならないということは自然法の最も根本的な要求であり、義務である。またあらゆる手段を用いて自己の利益を防衛し得るということは、自然法の基本的な権利である^③」。

他の一つは、万人対万人の斗争ということも、自己保存の生存権の行使であるならば、自然権として認められることになる。よく考えて見れば自己自身の保存という自然権を行使することによって、あるときは他人の自己保存権によって、自己保存権が侵され、自己の自己保存権によって、他人の自己保存権を侵すということは、一般に人間の自己保存権を否定する矛盾した結果となるのである。かかる矛盾をさとり、これを除去することを理性は教えるようにな

る。自己の生命身体をでき得る限りよく保存するために、お互に他人に対してなすべきこととなすべからざることについて、理性は正しい指示を与える。これが理性の命令であり、自然法である^④。

理性の命ずるところの法は精神の他の能力であるところの意思や感情と同じく自然的のものであるから、国家の制定法に対して自然の法（the law of nature）とよばれるのである^⑤。理性の命令に反しない人間の行為の自由こそ正しい人間の権利である^⑥。自然法は生命を滅ぼすような行動を禁止する。そのことが各人の生命の安全を保障し、平和の維持のために必要と思われる限りは、一切の権利を進んで放棄すべきである。かくして平和の維持のために自然権を放棄することは自己も他者も同時に同様でなければならない。自己の権利を放棄するということは、他者もまた今までもっていた自然の権利を放棄しなければならないことを意味する。平和を成立せしめるためには、自然権を放棄しなければならないが、人間にはいかなる場合でも放棄のできない権利がある。それは、他者が自己の生命身体に危害を加えようとする場合には、これを除去する権利である。いかに契約によって自然権を放棄することに合意しても、それが自己の生命身体の保障のためであるならば、この目的に反する一切の行為は契約の目的に照らして無効であらねばならないことも自然法の教えるところである。各人が相互に権利を放棄するという理性の命令は、人間が自然状態から脱却して社会状態に入り、平和な生活を享受するための不可欠の条件である。自然法の教えるところの平和を護る条件である契約を破る行為は不正（injustice）であり、契約を遵守する行為は正（justice）である。契約を結ばない以前は、いかなる行為も正不正の判別がなされない。一旦契約が結ばれると、それを破る行為は不正であり、その行為は害悪（injury）である。自然権は契約締結と同時に放棄されたのである。契約を破る行為は、契約を結ばせた自然法に反する行為であるから不正であり、背理（absurdity）であるといえる^⑦。しかし、契約は相互のものであるから、契約の当事者が契約を破棄するという危惧にさらされている。契約そのものが当事者の自由意志によって、何時消滅するかも知れないという不安がつきまわっている。かかる不安を除去するために、契約の当事者を強制して契約の履行をなさせしめる強行力が必要で

ある。これが国家権力と称するものである。

ホッブスは人間の社会生活の実践的規範というべき至って通俗的な実践項目をかかげている。すなわち、(1)受けた恩恵に対して感謝すること、(2)他人に対して温和であること、(3)後悔して将来を誓える者に対しては、その過去を赦すこと、(4)報復や刑罰においては、過去の罪よりも将来の善を考慮して行うこと、(5)憎悪や言動や表情によって感情を示さないこと、(6)すべての者は互いに平等なることを認めること、(7)平和への条件を定めるにあたって、すべての人々に許す権利以外に、いかなる権利も己れ自身に保留してはならないこと、(8)裁判に当っては公平なること、(9)分割されないものは共有すること、(10)分割も共有も不可能なる場合は抽籤によるべきこと、(11)抽籤には人為的と自然的とがあり、前者は競争者の同意により、後者は運命によって与えられること、(12)平和を調停する者に危害を加えてはならないこと、(13)仲裁者に服従すること、(14)何人も自己が自己自身の裁判官であってはならないこと、(15)依怙最良の原因をもてる者は裁判官であってはならないこと、(16)裁判官は原告、被告のいずれをも信用してはならないこと、(17)摂生すべきこと、というような社会的行為に、^⑧個人的な義務をも含めて、自然法の実践規範としてあげている。

理性が激情によってその眼を曇らされなるときは、何人も理性の命令である自然法を知ることができる。自然法は内なる良心のみを拘束し得るものであって、人間の外的行為を強制することはできないものである。というのは、自然法は道徳法 (moral law) であるからである。それは人間の社会生活における善悪を判定する基準をなすものである。^⑨それは先天的に共通なる理性の教えである。理性に従って平和が善と認められるので、平和の維持に必要な手段も善である。前にかかげられた自然法の実践項目はすべて平和の成立に欠くべからざるものである。

自然法は理性の教えであるから永久不変なるものである。理性は万人に共通であって、永久に同一であり、常に平和を旨とし、永久不変の普遍の徳を教える。自然法は人間生活の平和を確保せんとする理性の理論的結論であって、権力を有する者の命令ではない。自然法は主権者の命令としての強制力をもった法ではなくて、理性の教える行為の基準として、神が人間に与えたものであ

⑩
る。

自然権と自然法とはホッブスの政治哲学の根柢をなすものである。ホッブスは、他の自然法学者のごとく、客観的秩序としての自然法から出発せずに、人間の正当なる自然的要求である自己保存（生命保持）の自然権から出発する。彼にあっては、自然権とは生命身体を防衛する権利であって、それ自体が正しい権利であるから、法によってはじめて正当化されるものではない。むしろ法や義務がそれから発生する根柢をなすものである。

① Gough, Hobbes, p. 38.

② De Cive, ch. 2.

③ Leviathan, ch. 14.

④ De Cive, ch. 1.

⑤ Leviathan, ch. 13.

⑥ Elements of Law, Natural and Politic, ch. 14.

De Cive, ch. 7. Leviathan, ch. 13.

⑦ De Cive, ch. 3. Leviathan, ch. 13.

⑧ De Cive, ch. 25. Leviathan, ch. 16.

⑨ Leviathan, ch. 15.

⑩ Elements of Law, ch. 18. De Cive, ch. 5.

⑪ W. Eckstein, Das Antike Naturrecht in Sozial-Philosophischer Beleuchtung. S. 4 ff.

第四節 国家と主権者

ホッブスによれば、人々が自由放任のままでは、自然法は守られないから、それが守られるためには、外的強制が必要である。それがためには強制力の執行者として主権者の存在が要請される。しかし、社会の平和と人々の安全を保障するために、主権者に人々を敬服せしめる至上の能力がなければならない。主権を確立するための方法は、親がその子を支配するがごとき自然の力 (natural force) による方法と人々が自発的な合意によってある特定の人または団

体の意思に服する方法とがある。人民の自発的な合意によってできた団体が政治的國家 (political commonwealth) とよばれる。かくのごとく、自由を希望する人間が共通の権力に支配されて自己自身に制限を課するのであるが、それは自己保存とそれによって一層満足な生活を予想するがためである。(the foresight of their own preservation, and of a more contented life thereby) それ故に、人々はそのような共通の権力 (common power) を設けるために次のごとく契約する。「私は自分自身を治める権利をこの人間または人間集団に、こういう条件の下に、すなわち、君もまた私と同じく君の権利を彼に放棄し、彼のすべての行動を許容するという条件の下に授与する。」國家はかかる契約を通じて形成されるのである。^②

かくして、國家契約によって主権者のすべての権能が発生するのである。各人は、契約 (covenant) によって、自己の権利のすべてを無条件に主権者に譲渡したのであるから、主権者の認可がなければ、新たなる契約を結ぶことは許されない。それ故に、一たび契約を結んだからには、被治者は統治形態を自由に変更することは許されない。或る者は、神との直接の契約という理論に基づいて、主権者に対する不服従を正当化せんとするが、これは誤っている。神との契約は神を体現する主権者を通じてのみ可能である。ホッブスは主権者が唯一の神の代理者 (God's lieutenant) であることを主張し、モナルコマキ (monarchomachi) 思想を拒否したのである。^③

主権者が被治者全体の人格を代表する権利は、被治者相互間の契約によって主権者に与えられたのであって、主権者との間の契約によって与えられたのではない。それ故に、主権者はその支配において契約違反ということはあり得ない。被治者の何人も主権者の契約違反を理由として、これに対して服従を拒否することはできない。主権者は被治者相互の契約によって、支配権を移譲されたのであるから、契約の当事者ではない。契約当事者でない主権者には契約違反ということは生じない。人々の多数者 (major part) が合意によって主権者を設けたのであるから、この決定に反対するものも多数者の決定に従い、主権者の統治に従わなければならない。若し彼等が多数者に反対すれば、彼等自身の契約を破る不法行為となるのである。また契約のための集会に参加しようと

否とにかかわらず、彼等は集会の決定に従わなければならない。若し彼等が集会の決定に従わないとすれば、彼等は自然状態にとどまらねばならない。自然状態にとどまるならば、彼等がたとえ他人に殺されようとも、動物の世界と同じように不正（injustice）を構成しない。^④

すべての人々は、契約によって設けられた主権者のすべての行動（action）及び判断（judgement）の創設者（author）となるのである。主権者のすべての行為は、被治者に対して不正を加えるものではない。というのは、主権者の行為は被治者の行為と同じであるからである。主権者の行為に対して不平をいうことは、自分自身の行為に不平をいうことと同じである。何人も自己自身に不正を加えることができないごとく、主権者はたとえ不正（inequity）な行為をしたとしても、意識的に不正（injustice）、不法（injury）をしているのではない。従って、主権者は被治者によって、死刑その他の刑罰を課されることはない。主権者設定（institute）の目的は、人民の平和と防衛であり、この目的に対して執行の権利をもつものは、その手段についても権利を有するので、主権者はその目的を実現するための手段の当否を自由に判断することができるし、その目的達成のためあらゆる手段を用うることができる。また主権者は、どのような意見（opinion）や理論（doctrine）が平和にとって有益か有害かを判定する権利を有する。それ故に、言論の自由を統制する権利、出版する前に出版物の思想的傾向を調査する検閲者を任命する権利を有することは当然である。ホブスはまたボーダンの主権論におけるごとく、主権の具体的権利として立法権、裁判権、宣戦及び講和権、軍隊編成権、官吏任命権、刑罰権、栄典授与権を挙げている。主権者のこのような権能は不可譲（incommunicable）で不可分（inseparable）である。ホブスは、他の社会契約論者と異なって、権力の分立について反対し、英国における長い内乱の原因は、国家権力が、国王、上院、下院に分割されていたからであるとする。^⑤

かくして、ホブスは、主権者の権力は絶対無制限であるとした。しかし、被治者にとって最も大切なことは、自己自身の生命を防衛する自由（liberty）を認めざるを得なかったのである。かかる主権者の主権行使の絶対性に対する被治者の自由（liberty of subjects）を認めざるを得なかったことは、国家契

約の目的の正当性を貫くために己むを得ないことであると思われる。^⑦

しかし、すべての人々が相互に自己の意思を他者の意思に従属せしむることを誓って、その他の意志に反抗しないことを義務づけるときに、すべての者の意思がただ1人の意思によって代表されることが可能となる。かくして、この代表者は何人によっても主権の行使を妨げられないから、成員の統一的結合を強固ならしめることができる。かくして成立した結合体が政治体 (body politic) であり、市民社会 (civil society) である。

かくのごとく、全員が1人の人格 (person) によって代表される時、その代表される多数の人々の総意によるとすれば、それは依然として多数であって一つではない。それが一つであるためには、被代表者の意思を考えずに、代表者の1個の意思によることが必要である。そして人々は代表者の意思を自己の意思と見做して、絶対にそれに服従することが必要である。ここに君主に対する人民の反抗権の放棄、抵抗権の否定の考えが窺われる。この場合に被治者たる多数の人々は臣民 (subjects) であり、代表者が主権者 (sovereign) である。かくして、主権者によって国家が代表され、主権者の人格によって各人の人格が結合し、国家は一つの法人 (legal person) となる。

ホッブスは民主制を拒否し、世襲的な絶対君主制をもって最上の政治形態であると考^⑩えた。彼は絶対君主制を強調して、制限君主制は真の君主制ではなく、主権の人民の委任に基づいて国政が行われる民主制の一種であるとした。^⑪ それ故に、制限君主制は拒否されねばならないと考^⑫えた。かくして、ホッブスは絶対君主制をもつて唯一の政治形式と考^⑬え、父権的権威、すなわち、家長的君主制がすべての国家の政治形態のうちで歴史的起源的に最も典型的なものであるとする。^⑭ すなわち、彼は国家を自然的国家と人為的国家の二つに分ち、自然的国家は民族の家父長によって形成された国家であり、人為的国家は被選挙的統治者への選挙民の服従をなすことによって生ずる国家 (the commonwealth by institution) である。自然的国家における君主制が最もよい国家形態であるとする。^⑮

自然的国家には、家父長権に基づく家父長国家 (patrimonial state) と征服に基づく征服国家とがある。君主の世襲的権利は家父長国家に対してのみ認め

るべきである。ホッブスにおいて君主制とは家父長権的君主制を意味するのである。

- ① Leviathan, chs. 11, 17.
- ② Ibid, ch. 20.
- ③ Ibid, ch. 17.
- ④ Ibid, ch. 19.
- ⑤ Ibid, ch. 18.
- ⑥ Ibid, ch. 21.
- ⑦ W. T. Jones, *Masters of Political Thought*, pp. 123~125.
- ⑧ *De Cive*, ch. 7. *Leviathan*, ch. 5.
- ⑨ *Leviathan*, ch. 16.
- ⑩ *De Cive*, ch. 10.
Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, S. 185.
Rehm, *Geschichte der Staatsrechtswissenschaft*, S. 233 ff.
Tönnies, *Thomas Hobbes, Leben und Lehre*, S. 302 ff.
- ⑪ Ibid, SS. 252~255.
- ⑫ *Leviathan*, ch. 19. *De Cive*, ch. 17.
- ⑬ *De Cive*, ch. 17.
- ⑭ *Leviathan*, chs. 10, 13, 20.
- ⑮ Ibid, ch. 17. *De Cive*, ch. 12.

第五節 政 府 論

ホッブスの社会契約説の特色の一つはその政府論である。政府は主権の保持者である。ホッブスは実定法主義に拠り、実定法をもって正義の基準と考えた。それ故に、実定法上の政権の座にあるものに政府の正当なる権力、支配権を認め、その座にある者が支配者である。これに対しては国民は忠実に服従すべきであるとする。それ故に、ホッブスはチャールズ1世 (Charles I. 1600~1649)、長期議会 (long parliament 1640)、残余議会 (rump parliament 16

48)、クロムウェル (Oliver Cromwell 1599~1658)、チャールズ2世 (Charles II, 1630—1685) をそれぞれ支配者として認めた。すなわち、ホッブスにおいては、法律上 (de jure) の支配者と事実上 (de facto) 支配者とは同一なのである。人間が統治者と被治者に分かれて統治組織をもつに至ったのは人間の思慮 (prudence) と欲求との要求に基づくものである。人間の欲求のうちでも、生命の保全 (preservation of life)こそ政府樹立の本源的なるものである。それ故に、統治者に対する服従は、生命の保障をうけることを目的としてなされる。かかる生命の保障を与えるものが事実上の政府 (de facto government) である。政府にのみかかる支配権を認め、人民はたとえ合意によっても、かかる政府を排除することはできないと考えた。政府の権力は社会契約の結果であって、統治者はこの契約の当事者ではない。それ故に、統治権力は絶対的でなければならないのである。統治権力の絶対主義は、社会契約の本旨から考えても当然の要求であって、人民が統治権に絶対に服従するるのでなければ、人民の生命は保障されないからである。ホッブスの絶対主義は人民の生命の保障という目的を有する社会契約理論からの帰結であって、国王神権説に基づく絶対君主主義からではない。ホッブスは、かかる絶対統治権力の把持者を何人にするべきであるかについては、国王が最も適していると考えた。統治権者は国家人格を代表するものであるから、国家人格を代表するに適わしい人、すなわち、国家の象徴的人物が最も望ましいのである。国王は国家という巨象 (Leviathan) の魂である^②。

ホッブスは、社会を生ける統一体として説明するために、国家と統治者との関係を、身体と魂との関係をもって説明し、その団体を統一している精神的な力を考えたのである。この精神力が主権力である。国家の内的な統一力は単一不可分な主権力であることは既にボーダンによって指摘されたところである^③。

ホッブスが統治権者を国家の魂として強調するのは、この魂によってこそ国家人格の意思の目的が達成されるからである。国家が欲するか欲しないかを決定する意思をもち得るのは主権をもつ支配者を通じてである^④。

彼は、国王は国家の人格を自己の人格のうちに体现するものであるとした。国家の絶対無制約の権力が国家のどこかに存在しなければならないと考えられ

る。かくして政府の絶対主義 (governmental absolutism) は君主絶対主義 (monarchical absolutism) の方向へと展開したのである。すべての人々を畏怖せしめるに足るだけの権威が存する人格でなければ、人々間の平和を保障することができない。かかる権威は死すべき神 (mortal god) としての国王そのものにあると考えたのである。^⑤

国家という人為的人間 (homo artificialis) の人為的生命 (vita artificialis) から人為的人格 (persona artificialis) が生ずるのである。国家は偉大なる人格である。人格は統一体であり、その人格を代表するものは一者でなければならない。かくして支配者は国家の人格的中核である。人民は支配者に支配権を委譲した後は、支配者に対立する人民の全体的統一体としての人格性は存しなくなり、残るものはただ個々人としての被治者たる地位のみである。それ故に、支配者の権力の絶対無制限性が確立されるのである。かかる絶対無制約的権力を有する主権者が国家の人格的主体、統一の中核でなければならない。従って、主権者は人民のすべてを統一的に代表し且つその各人を代表する人格、すなわち、代表人格 (persona representativa) である。しかし、人民が全体的結合体として構成する集合人格 (the collective body) というものは確立していない。^⑧ 支配者をもたない人々の集まりは群集 (multitudo) である。人民 (populus) とは単一の意味を有する人格によって統一された人々である。支配者の人格によって体现される限りにおいて、国家は人格となるのである。国家を人格ならしめるためには、国家を統一し、人民を代表する支配者がなければならない。^⑨

国家と国家以外の団体である教会との間に存する二元主義を克服して、国家は国王の人格をもって統一される一つの政治団体とし、国家以外の団体はかかる国王を頂点とする政治団体の一部と考えられた。^⑩ 英国における長い内乱の原因は、権力が国王と国会に分割されていたからであるとする。^⑪

ホッブスによれば、あらゆる時代において、国王や主権者達は互いに斗争の状態にあった。現にそのような状態にある。彼等は武器をもって凝視しあっている。国境では要塞、守備隊、銃砲がにらみあっている。これは全く斗争の態勢である。^⑫ かくのごとく国際関係においては自然状態に近いものがあるこ

とを看取したのである。しかし、国家内においても政府と人民との間の斗争が現実に見られ、動乱のはげしい世相を目のあたりに経験したホッブスにとっては、決して自然状態は社会契約説の仮定としてのみではかたづけられない現実的なるもの (actual) が根柢に横たわっていることが考えられる。^⑬

ホッブスは政治形態 (forms of government) について、三つの政体に分ち、君王制 (monarchy) と民主制 (democracy) と貴族制 (aristocracy) とした。国家の代表者 (representative) たる主権者が1人である場合が君主制であり、国民全体 (assembly of all) である場合が民主制であり、一部のものの (assembly of a part) である場合が貴族制である。若し主権者によって正しく行使されない場合には、君主制は暴君制 (tyranny) となり、貴族制は寡頭制 (oligarchy) となり、民主制は無政府状態 (anarchy) となるといっている。^⑭

しかし、いかなる政態であるにしても、国家構成の目的そのものが国民の平和と安全を促進すること (to promote the peace and security) であるから、その目的に最もよく適合する (convenience) ものがよいのである。ホッブスは以上の諸政態のうちで、この目的に最もよく適合するものは君主制であると考^⑮えた。

① Pollock, History of the Science of Politics, pp. 58~68.

② Leviathan, ch. 19.

③ Pollock, op. cit., p. 60.

④ De Cive, ch. 6.

Arnisolus, Friedenreich, Bortius は、政府は国家の生ける魂 spiritus vitalis であるとし、それは国家に生命を与えること animare imperio をその究極目的とするとのべている。

Gierke Genossenschaftsrechtslehre, VI. s. 305.

⑤ Maciver, Leviathan and the People, p. 3 ff.

⑥ Gierke, op. cit. VI. s. 330.

⑦ Leviathan, chs. 17, 19.

⑧ Ibid, ch. 18.

⑨ Ibid, ch. 17.

⑩ Maitland, Selected Essays, p. 105 ff.

- ⑪ Leviathan, ch. 18.
- ⑫ Ibid, ch. 13.
- ⑬ W. T. Jones, *Masters of Political Thought*, pp. 99~101.
- ⑭ 民主制が不正に行われるときは、プラトンやアリストテレスにおいては愚民政治 (polycracy) 暴民政治 (ochloracy) に墮するとして非難したのであるが、ホッブスは無政府状態であるとしたのは、国家のあるべき状態を逸脱した非国家状態を指摘するために用いた表現であって、これが自然状態と称するものである。それ故に、自然状態は国家状態の喪失せる状態、すなわち、無政府状態をいうのである。
- ⑮ Leviathan, ch. 19.

第四章 ロックの主権論

第一節 自然状態と自然法

ロックは政治的権力の正当性を究明するために、政治的権力の起源に遡って考察せんとした。そして政治的権力の全く存在しない状態、即ち人類が自然に生存している状態、自然状態 (The State of Nature) を考察した。自然状態においては人類はホッブスがいうごとく、決して万人の万人に対する斗争 (bellum omnium contra omnes) 状態にあるのではなく、自然状態においても、成文法はなくても自然法が存在し、自然法が支配している。各人が自然法（自己の理性的判断にもとづく条理）の範囲内において、他の何人にも許可をこうことも、何人の意思に依存することもなく、自己が適当と考えるままに自己の行動を制御し、そして自己の生命、身体、財産を維持する完全なる自由を有するのである。

自然状態は全く平等の状態である。これは自然法による自明の公理である。これについては、フーカー (Richard Hooker 1554—1600) も、自然法によって定められた人間の平等は全く疑問の余地がないといっている。彼はいう、平等なるものは必ず同一の尺度をもたねばならない。若しも自分自身の心において望むと全く同じ善を私が他人から受けることを望まざるを得ないとすれば、われわれの望むところのものは全く同一のものであるので、他人の心において

望まれているところのことを満足せしめるように私が意を用いることによって、私は同様に他人から私の心において望むところのことを満足せしめることを期待することができる。それゆえに、若し私が他人に害を加えるならば、私は他人から害を蒙ることを予期しなければならない。他人は、私によって、彼等に対して示される愛よりも、もっと大きな愛を私に示すべき何等の理由もないのである。従って、私に対して他人からできる限り愛されたいと望む私の心は、彼等に対して全く同様な愛をいただく自然的義務を私に課するのである。私自身と他人との間のこの平等の関係から、自然法の理性が人間の生き方に、どんな風な規則を引き出してくるかということは、何人も知っているはずである。^①

自然状態は自由の状態である。けれども放縦な状態 (state of license) ではない。自然状態においては人々は自己の身体または所有物を処理することについて、他者から何等の拘束も受けることのない自由をもっている。しかし自然状態においても、自然状態を支配する自然法を有している。自然法はすべての人々を拘束する。

自然法にはかならない理性は、理性の命令に服従する人間に、人はすべて平等且つ独立なるものであるので、何人も他人の生命、健康、自由及び所有物を侵害してはならないことを教える。何となれば、人々はすべて全知全能なる神の手によってつくられたものであるからである。人はすべて至高なる神の奉仕者であり、神の召しに応じて、神の命ずるところを行うためにこの世におくられたのである。そして神の御意のある間だけ生きるように造られているのである。人類は理性という同じ性能を賦与され、そしてすべて一様に自然を共有することに参与しているのである。

人間よりも下等な動物が人間の使用のためにつくられているようであるが、人間相互の間においては、一が他の使用のためにつくられているような如何なる従属関係 (any such subordination) も存在しないということを自然法は教える。各人は自己を保持し、自己の持場 (his station) を勝手に放棄してはならない。正当に彼自身を保持するのに障害とならぬ場合には、相互に他人を保持することに努むべきである。犯罪者を処罰する場合のほかは（理性の命

命により）他人の生命の保持に役立つもの即ち自由、健康、財物を奪いまたは侵害してはならない。

すべての人々が他人の自然権を侵害しないように抑制され、全人類の平和の保持を希求する自然法が遵守されるために、自然法の実施は自然状態においては、各人の理性に委ねられているのである。それゆえに、各人は自然法に対する違背を阻止し得る程度にまで、その犯則者を処罰する権利を有する。自然状態においては、自然法が行われ、それによって、無辜の人々を保護し(preserve the innocent) 違反者を抑制する権力を各人が有するのである。すべての人々は平等に他人が自己に対して侵した害悪に対して処罰する権利を有するのである。しかし、罰する人は激情の赴くまま、放縦にまかせて (passionate heats or boundless extravagance of his will) その犯罪者を処罰する専断的な権力を有しない。それは冷静な理性と良心の命ずる (calm reason and conscience dictate) ところに従って、その犯罪に相当するものを、その犯罪の賠償と抑制 (reparation and restraint) とに役立つものを償わしめる権利でなければならない。賠償と抑制が犯罪者を罰する唯一の基準である。

犯罪者 (the offender) は人間相互の安全のために神の賦与した理性と正義の法 (reason and equity) を破り、人類を危害と暴力のうちに陥れ、自然法によって与えられた人類の平和と安全 (peace and safety) とに対して侵害をするものである。この理由によって、すべての人は人類全体を保持するために有っている自然権に基づいて、人類にとって有害なるものを抑制または絶滅する (restrain or destroy) ことができる。自然法はそれに違反する何人に対しても、彼にその違反行為を後悔せしめ、また彼を見せしめにすることによって (by his example) 他の人々に再びこのような害悪を行わぬように制止し得る程度の手を蒙らせることができる。この場合に各人は自然法の施行者 (executioner of the law of nature) である。

法を犯し、理性の正しい支配に背くことは、人が人間性に基く諸原則 (the principles of human nature) を放棄し、有害なる動物 (noxious creature) になったことを自ら宣言することである。或者の犯罪によって損害を蒙った場合には、他の人々と平等に共有するところの処罰の権利とともに被害者は加害

者から賠償を要求する権利がある。そして他の人々も人類の平和と安全のために被害者に協力して加害者を抑制するようにする権利がある（相互扶助権）。

すべての人々は犯罪者に対してすべての人類を保持し、そしてその目的遂行のためにできる限り理性的手段を用いて犯罪が再び犯されるのを防止するために、犯罪者を処罰する権利をもっている。また自己保存の権利によって (by right of self-preservation) 加害者の財物または労役を以て自己の損害を償わしめる権利を有する。更に自然状態においてはすべての人々は殺人者を殺す権利 (a power to kill a murderer) を有っている。これによって犯罪者は如何なる賠償も償うことのできない同様の危害を他の人々が加えられることを暗示し、同時に神が人間に与えた共通の規範、尺度である理性 (the common rule and measure God hath given to mankind) を放棄し、他人に加えた不法な暴力と虐殺 (unjust violence and slaughter) によって人類全体に対して戦を宣言したのである。従って、人々はかかる犯罪者に対しては、かかる者は如何なる人類の安全も保持し得ない野獣の一つである獅子または虎と同様に殺しても差支えはない。(may be destroyed as a lion or a tiger, one of those wild savage beasts) 自然の大法則「凡そ人の血を流す者はその血を流さん。」(Whoso sheddeth men's blood by man shall his blood be shed)^②はこの原理に基いているのである。この原理は何人もそのような犯罪者を殺す権利をもっていることを明示するものであり、疑うことのない、人類の心に銘記されている自明の公理である。カイン (Cain) が自分の弟を殺した後に「凡そ我にあう者我を殺さん」) Every one that findeth me shall slay me)^③といったことは古代人の信念を物語るものである。

自然状態においては、自然法の違反者にとって割の悪い取引となるに足りるような、そして違反者に後悔の原因を与えると同時に他の人々にも同様の犯罪を行わせぬように恐怖させるような程度の厳しきで罰してよいのである。自然状態においてもかかる自然法の原則が存在するという事は確かであり、それはまた理性を有する人類にとって理解のできることであり、自明の理である。理性は言葉に含められた、利益を追求する人間の工夫した複雑なからくりよりも理解し易く、成文法よりも明瞭である。

(reason is easier to be understood than the fancies and intricate contrivances of men, following contrary and hidden intererts put into words.) 成文法は自然法に基く限り正しいのであり、自然法によって調整され、解釈されなければならない。(municipal laws are founded on the law of nature, by which they are to be regulated and interpreted)^④

自然状態においてはすべての人が自然法を執行する権力をもっている。そして自分自身の事件について自分が裁判官となることになる。それゆえに、激情や復讐心が人々をして人を処罰するに当って過度ならしめ、その結果混乱を惹起す結果となる。神はこの暴虐を救済するために政府を任命するに至ったのである。政府は自然状態の不都合を救済する適切な手段である。しかしながら、政府の役目がいかなるものであるかをよく考えて見ると、多数の人民を支配する一人の人間が(one man commanding a multitude) (君主) 自分自身に関する事件について裁判官となる自由を保有し、且つすべての人民に対して自己の好むがままのことをなすことができ、彼が欲望を遂行せんとする場合には制限を加えることができないような政治、彼(君主)の行う如何なるものにおいても人民が服従しなければならないような政治が自然状態より優れているとは思われない^⑤。

全世界の独立国家のすべての君主達または統治者達は自然状態にある。(All princes and rulers of independent governments all through the world are in a state of nature) 人と人との間の自然状態を終止せしめるものは、相互に一つの社会に加入し、一個の国家を建設することに同意する一つの契約である。これについてフーカーは次の如くにのべている。「自然法は人間に対して絶対的な拘束力を有している。たとえ自然法は確定した何等の団体をもつくらず、また人々が自然状態では相互に何をなすべきか、或は何をなしてはならないかということについては何等の協定ももたないけれども、彼等は理性を有する人間であるが故に、絶対的な拘束力を有している。しかしながら、自然法の希望するような生活、すなわち、人間の尊厳に適わしい生活をするについて必要な物資の十分な供給をわれわれ自身の手で用意することができないので、(われわれ自身単一孤独に生活する限り、人間らしい生活は不可能である

から）かかる欠陥や不満足を補うために、われわれは自然に他人と結合して社会をつくることを求めるようになる。これが最初に人々が政治的社会を結成した原因である^⑥」

① Hooker, *Of the laws of ecclesiastical politics*, lib. I, chap. 5.

② 創世紀第9章 10.

③ 創世紀第4章 14.

④ Locke, *Of Civil Government*, chap. 1, 12.

⑤ Hobbes, *Leviathan*, chap. 15.

⑥ Hooker, *op. cit.* lib. I, chap. 10.

第二節 政治的社会

人間は生来自由であり、平等であり、独立しているものであるから、何人も彼自身の同意なしには自然状態から追出されて、他人の政治的権力の下に服従せしめられることはない。自然状態にある人間がかかる自然的自由を脱ぎすてて政治的社会の羈絆のうちに入りこむことになった理由は、自己の財産を確保し、その社会の成員外の何人からの侵害に対しても強力な保障を得る状態において、お互に平和な、安楽な、安全な生活を送らんがためである。かかる目的をもって一緒に結合して一つの社会をつくることを他の人々と協約するに至るのである。人々が集って一つの社会（または政治的団体）を組織することを同意したとき、彼等は結合して一つの社会（または国家）をつくる。かくして彼等が同意して一体としての社会をつくったとき、彼等は社会の構成員となり、社会的結合の目的に合致して行動するように各個人を抑制する権利をもつのである。一体としての社会の決定はその構成員の全員一致か、多数者の意思の合致によってなされる。またその社会の行動はその社会内の人々の同意によって決定され、その社会の決定に従って各個人の行動は抑制される。従って社会内の各人は、社会の行動に同意したのであるから、社会の決定（実は社会内の多数者の決定）に従うべきである。多数者の決定に従うことは、社会の成立に同

意した社会の構成員である各人の義務である。多数者の決定は全体の決議と看做すことは自然法及び理性の法によって理解することができる。(the act of the majority passes for the act of the whole, and of course determines, as having by the law of nature and reason the power of the whole)^①

各人は他の人々と一個の政府の下に一つの国家を造ることに同意することによって、その構成員の多数者の決定に服従し、それによって拘束される義務を負うのである。こうすることが彼が他の人々と結合して一つの社会をつくったときの契約なのである。それ故に、自然状態から出て社会を結成した人は誰でもその社会を結成した目的にとって必要な一切の権力を、多数者よりもっと明らかな数を協定しておかない限りは、その社会の多数者に引渡したものと解さなければならない。かかることの同意は国家を結成しまたは国家に加入する個々の人の間に存する契約なのである。

次に人々が自己をある国家の一員とすると、彼は自己をそれに結合せしめることにより、彼は未だ彼自身より他の何者にも属していない彼のもっているもの、将来もつであろうところのものを国家に従属せしめることになる。自己の所有するものを確保するためには、その社会の法律によって規律されねばならない。かくして自己の一切のものを安全に保護するために、自己の身体も財産も国家の政治的権力に従属せしめることになる。

自然状態にある人間は自由であり、彼自身の身体及び所有物の絶対的な主人であり、最も偉大な人とも平等であり、そして何物にも従属しない。この自由と平等と絶対的自己支配権をすてて、何故に他者の権力の下に自己に従属せしめるのであるか。自然状態においては、かくの如き権利をもっているけれども、かくの如き権利の享有は不確実であり、絶えず他人の侵害に曝らされているからである。自然状態においては人々の大部分のものは正義と衡平の厳格な遵守者ではないので、各人の生命、自由、財産の安全と享受は極めて不確定である。いかに自由であっても、恐怖と絶えざる危険に満ちているかかる状態を放棄して、自己の生命、自由、財産を相互に協力して保障するために、新たに社会を結成し、または既にできている社会に加入することは当然なことである。^②

それゆえに国家を結成し、そして自己をその統治下におく人々の目的は、彼等の生命、自由、財産の保持である。人々の生命、自由、財産の保障については、自然状態においては多くのものが欠けている。

第1に人々の同意によって正、不正の標準として彼等相互の間の一切の論争を裁定する共同の手段として受け容れられ承認された明示的な法律が欠けている。勿論自然法は理性的存在者である人間にとって平明で解り易いものであるけれども、人々はしばしばそれについて無自覚であり、無知であり、自己の利害によって偏見が抱かれるので、それを個々の場合に適用するのに不都合が生じ易く、また人々に容認されない場合が生ずる。

第2に確立された法律によって一切の争を裁定する権力をもつ公平冷静な裁判官を欠いている。自然状態においては各人が自己に関することがらについて、自然法の裁判官であり、執行者である。自己に関することがらについては激情と復讐心により屢々極めて行き過ぎた行動をとらしめることになり、衡平を失わしめることになる。

第3に自然状態においては正しい判決の正当性を裏ける根拠となるべき力と執行する力が欠けている。執行せんとする者が執行するだけの実力をもたないときは執行は不可能となる。

このような不安定な自然状態を放棄して、政治的社会に追込まれるのは当然なことである。政治的社会において国家の確立した法律の下に彼等の生命、自由、財産の保障をなし、各人にあった私的な処罰権は、国家によって任命された裁判官によって、法律に従って行使されることになる。すなわち^③

第一に自然状態において自分自身及び他の人々の保持のために人々が適当と考えるものはすべて行うことのできる権利は、自己自身及びその他の人々の保存のために必要な限りにおいて、その社会によって作られた法によって律せられることになる。かくすることを彼は社会契約において承認したのである。その政治的社会の法はこれまで人々が自然状態においてもっていた自由を制限する。

第二に自然状態においてもっていた処罰の権利を人々は全く放棄する。自然状態においては自然法を遂行するために、彼自身の権利として彼が適当と考え

た場合に用いた彼の権力をすべて、その社会の裁判官とその判決の執行者に委譲する。

第三に人々は社会の法が要求する場合にはその社会の善、繁栄、安全が必要とする限りは、彼の力や財産を法に従って提供しなければならない。

人々が社会に入るとき、彼等が自然状態においてもっていた自由、平等、及び執行権は社会の手に譲り渡すのであるが、それは各人が自己の生命、自由、財産をよりよく保持しようとする意図によるものである。というのはすべて人間は誰でも自己の状態をよりよく、より安全にしようとするからである。それ故に、彼等によって成立された社会の権力は人々の共通の善という範囲を逸脱し得るものとは考えられない。^④

社会は自然状態において人々を危険且つ不安なものにしていた欠陥に対して、各人の生命、自由、財産を確保する義務を負わされている。それ故に、国家の統治権を掌握している者は確立された法律によって統治すべきであり、法律によって、公平、真摯な裁判官によって係争を裁判しなければならない。また国内において武力を用いることは法律の執行に対する妨害の除去に限られる。国外に対しては外国からの侵略を防止し、賠償を行わしめ、社会の敵の侵略から国家並に国民を安全に保障することに限られる。すべて社会の武力は国内、国外を問わず、人民の平和、安全及び公共善以外の如何なる目的に対しても向けられてはならないのである。^⑤

① Locke, Treatise of Civil Government, sec. 96.

② Locke, Two Treatises on Civil Government sec. 95.

③ Laslett, Locke's Two Treatises on Civil Government, p. 348.

④ Hooker, Of the Laws of Ecclesiastical Polity, lib. 1, chap. 5.

⑤ Fraser, Locke, p. 78.

第三節 立 法 権

国家成立の目的は国民の生命、身体、財産を平和に安全に享有することであり、それがための最も重要な手段は、その国家における確立された法律であ

る。法律を制定するためには立法権を確立しなければならない。しかし、立法権はこれを行うためには、第一の基本的な法である自然法によって制約される。自然法は社会を安全に保持し、公共の善を実現することを目的とするものであるから、立法権はこの国家目的に合致する限り、それは国家の最高の権力であり、且神聖不変の権力である。(supreme power of the commonwealth, but sacred and unalterable)

他の如何なる権力も人民が選び任命した立法部によって決定されないものは法律の強制力と威力をもつことはできない。また何人も人民の同意と人民の信託された権力をもった議会によるのほかは法律をつくる権力をもつことはできない。^①

それ故に、すべてのものはこの最高権力の制定した法律によって支配される。立法部によって制定された法律に背馳する如何なる服従の義務も、また法律の認める以上の如何なる服従の義務も負わすことはできない。

立法権は一人の手におかれようとも、多くの者の手におかれようとも、常に存在しようとも、時々存在しようとも、それは国家の最高権力である。しかし、立法権は立法者たる人物または団体に委譲された社会の各成員の合同の権力にはかならないのである。社会の各成員が自然状態においてもっていた権力を社会契約によって社会に委譲したのであるから、各成員から委譲した権力内の権能しか有たない。それ故に、人民の生命、自由、財産に対して侵害するような権力を有しないのである。人は自然状態においては、他人の生命、自由、財産に対しては、ただ自然法が彼自身及び他の人々の保存のために、彼に与えられたものを保護する以外には何等の専断的な権力を有っていない。彼等が国家または、立法部に委譲し得る権力もこの範囲であって、それで全部である。従って、立法部はこれ以上に何もつことができない。立法部の権力は、その最大限においても、社会の公共善のためということに限られている。それは人民の生命、身体、自由、財産の保護ということ以外には如何なる目的をも有たないものである。自然法の規定する諸権利は政治的社会においては消滅するものではなく、むしろ一層嚴重なものとなり、人間のつくった法律により、それらの義務の遵守を強制するために、国家によって義務違反者に対して行われる

刑罰が附せられている。立法者達が他の人々の行為を規定するためにつくった規則は自然法に適合しなければならない。すなわち、神の意思に適合しなければならない。自然法は神の意思の一宣言に他ならない。自然法は人類の保存を目的とするものであるから、いかなる人間の掟もこれに反するものは、善でも正当でもあり得ない。

フッカーの言を引用していえば「政治的社会を維持せしめている二つの基礎がある。その一つは人間生来の性向であって、これによってすべての人々は社会生活をして交友を求る。他の一つは明確にまたは暗々裡に同意された秩序である。この秩序を国の法と名づけている。この法によって人民は生気づけられ、保障され、共同の善が行われるようなふうに行動せしめられる。たとえ内心の墮落した人間は野獣も同然であるけれども、人間のそうした性質にもかかわらず、法律は人々の外部的な行為を、社会を創設した目的である共同善にとって少しも邪魔にならぬように仕組むことを用意しなければならない。法律はこの用意を有たなければ完全ではない。

立法府は成文の法律と権能を附与された裁判官によって正邪を明らかにし、人民の権利を決定しなければならない。というのは自然法は文字に表わされておらず、また人々の心のうち以外には何処にも発見することはできないので、激情または利害によって、それを誤って引用することがあり、また確定した裁判官がない場合には人々は自己の誤りを自覚しないこともあり得るからである。それゆえに、自然法のみでは人々の権利を決定し、その生命、自由、財産を保護することは困難である。というのは各人が法の解釈者であり、裁判官であり、執行者であるから、自分自身の問題については正確を期し難いのである。更に、いかに自己の側に正義があっても自分が一個の力しかもっていないので、他人が自分よりも強力である場合には、自己を他人の侵害から護り、またその犯罪者を処罰するだけの実力をもたない。かくのごとく自然状態においては人々が自己の生命、自由、財産を保障することが種々の点から見て困難であるために、人々は社会を結成し、社会全体の結合した力をもって、彼等の生命、自由、財産を確保し防衛しようとするのである。すなわち、各人をして自己の生命、自由、財産を自覚せしめ、他人のそれらを尊重せしめるために諸規

則を定め、この目的のために人々は彼等が加入する社会にその一切の生来の権力を委譲するのである。そして社会は立法権をその社会の人々が適当と考える人々の手に委ねるのである。これについてフーカーはまた次の如くのべている。^②

「人間のつくった法律は人々の行為に関する規範であり、人々の行為を指導しなければならない。しかし法律自らが規範とする一段上位の法則がある。即ち神の法則と自然の法則との二つの法則である。それ故に人間の法則は自然の全般的な法則に従い、更に聖書におけるいかなる明確な法とも背馳しないようにつくられなければならない。そうでないならば人間の法律は不完全なものである。」^③ また「それが何であろうとも人々にとって好ましからざるものを強いることは不合理である。」

専断的な権力や確立した法律をもたない支配は政治的社会的目的に適しない。若しそれが人々の生命、自由及び財産を保障するものでなければ、また確立した法律によって人々の平和、静穏を確保するものでなければ、人々は自然状態における自由を放棄して政治的社会に入り、その政府の下に自己を従属せしめないであろう。為政者の手に際限のない意思のままに気紛れに人々を処分する暴力を委ねることはあろう筈がなく、若しかくの如きことがあるとすれば、かくの如き政治的社会は自然状態よりも一層悪いものである。それ故に国家が如何なる政治形態をとるにしても、公布して容認された法律によって統治を行うべきであって、即席の命令や思いつきの決定によって統治すべきではない。国家の有するすべての権力はただ社会公共の善のために行使せらるべきであり、しかも法律の範囲内で、人々が安心できるように、支配者が正当な権力の限界を逸脱せぬような方法によって行使されるべきである。

しかしながら、政治的権力は何人の手におかれようとも、人々の生命、自由、財産を保障する目的のために信託されたのである。君主及び議会は人民の生命、自由、財産を保障するための法律をつくる権力はあるけれども、それを人民の同意なしに侵す権力を有しない。

しかし、国家は多額の賦課金がなければ維持してゆくことができないということは事実である。国家の保護を享受している人々はいづれも国家を維持するためにその財産から割前を支払うべきことは当然なことである。その賦課金に

についても当然人々の同意がなければならない。その同意は人民自身によって与えられるのであっても、または彼等の代表者によって与えられるのであっても、必要な条件である。若し人民または人民の代表者の同意なしに税を決定、賦課、徴集する権力が政府にあるとするならば、人民の財産に関する基本的権利を侵害し、国家成立の目的を破壊することになる。^④

立法部はその立法権を他のいかなる人の手にも委譲することができない。何となればそれは人民から立法部へと信託された権力であるからである。人民のみが国家の政治形態を定める権力をもつのであるから、人民が権力を分立して、立法権を立法機関に委任したのであるから、人民の委任しない機関は立法権を行うことはできない。人民が彼等のために法律をつくるように委任され、それがために選任され、その権能を付与された人々によって制定された法律以外のいかなる規則によっても拘束されることはない。立法部は法律をつくるのであって、自己以外に立法者をつくるものではない。立法部は法律をつくる権力を他人の手におく権能を有たないのである。

次のことがらは人民が立法部に信託し神法と自然法があらゆる政治形態の国家の立法部に与えた限界である。

- (1) 政府は確立され、公布された法律によって統治すべきであって、その法律は具体的個々の場合に变化すべきではなく、貧富貴賤の別なく同一の規定でなければならない。（法の平等と法の下の平等）
- (2) 法律は究極において人民全体の善のため以外の如何なる目的のためにも制定されてはならない。
- (3) 政府は人民自身または人民の代表者達によって与えられた同意なくしては人民の財産から税を徴集してはならない。
- (4) 立法部は法律をつくる権力を他の何人にも委任してはならない。^⑤

① Hooker, Of the Laws of Ecclesiastical Politics, lib. I, chap. 10.

② Ibid.

③ Hooker, op. cit. lib. 3, chap. 9.

④ Graham. English political philosophy, p. 50.

⑤ Locke, Treatises of Government, sec. 142.

第四節 行政権と大権

ロックは立法権をもって国家の最高権力であって、行政権は立法権の支配の下に法規の範囲内において行われるべきものとしている。しかし、行政権は立法府によって制定された法律を執行する機械的、盲目的作用のみでなく、法を執行するほか法の作用を補充した法律の下において広く国家の目的を達する自由なる作用を有するものである。

立法権が国家の最高作用であって、行政権は法の範囲内で行われるべきであるとする考え方に対して、行政権は法を執行する機械的権力ではなく、法の範囲内において、その規定を補充し法の欠陥を補い、広く国家目的を実現する自由なる領域を有する。

ロックは国権を三作用に分って立法権、執行権、外交権 (Federative Power) とし、立法権とは国家の維持及び国民の保護に必要な一切のことがらを命令する権力であり、これがために国政の基準としての法律を制定する作用である。執行権は法律を遵守し、これを実際に実施し執行する作用である。外交権は戦を宣し、和を講じ、外国と同盟し、その他諸種の条約を締結し、更に外国及び外国民に対して、自国民を保護する一切の作用を包含する。執行権と外交権とはその性質上絶間のない活動を必要とするので、この両者は別個の機関において、個別的に行わず、同一の機関(例えば君主または内閣)をして行わしめる。しかしこの執行機関の権力の濫用を防止するためには、立法機関がこれを監視しなければならない。

これらの三つの国権の作用中において、君主及び議会によって行われる立法権は最高の権力であって、苟も社会契約の本来の目的より生ずる必然的な制限を越えない限りは他のいかなる権力によっても制限をうけない。執行権及び外交権は立法権の下において行われる権力である。しかし、上述せる如く行政権の立法権に対する従属関係は機械的盲目的ではない。君主国においては行政権の首長たる君主はまた立法権をも掌り、国家の最高機関である。君主国においては君主は行政権の首長であると同時に立法権に参与し、すべて法律は君主の裁可を得ることが成立要件となっている。かくして行政権の首長たる君主は国

政を行うについて法律によって拘束されるけれども、自己の既定の意思に拘束されるということになるのである。^①

広い意味における行政権の一部をなす外交権は国家の利害に関係の最も大きいものであるが、法律を以ては外交権の行使についての指揮命令はできないのである。それゆえに、外交権の行使は行政部の手に委任して国家の福利をその最高目的として行使せしめることが必要である。また執行権も単なる法律執行のみの機関ではない。というのは法律は将来の複雑なる出来事を予想してこれを詳細に規定することは不可能である。従って行政機関はその権限内において臨時緊急の必要ある場合には公共の福利の目的に従い適宜に処置をとることを要する。このためには国家最高意思表示たる法律も或る意味においては行政権の専断にゆづらねばならないこともあり得る。^②

かくの如き意味においての行政権の自由活動の範囲が大権（Prerogative）といわれるものである。大権とは既存の法律によって国家及び国民が救済を得ることができない緊急の場合において公共の利益を保護するがために適宜の処置をとり得る行政権の作用である。^③

大権には議会活動に関する召集権、解散権、法律裁可権、法律公布権のほか恩赦権、栄典授与権、官吏任命権、宣戦講和条約の締結その他の外交上の大権を含んでいる。これらの行使については法律の範囲内において行うべきことを定めた制限の附せられているもののほかは、法律の規定を要せずに命令を発することができるのである。それ故に、命令の性質は法律の枠内の執行命令のみでなく、独立命令、緊急命令を認めるものである。これらは大権命令とも称するものである。^④大権についてロックは次の如くのべている。

大権は法律が何もいっていない場合に、また時には法律の文言が不合理と思われるときはこれを是正して、一般人民の善のために、自己の自由裁量によって若干の事を行うことを人民が彼等の為政者に許容し、またそのように行われる場合に、それを黙認するということ以外の何ものでもない。大権は常に最も善良な君主達によってもたれるべきものである。ところが或る専制君主は曾て人民の善のために行われる大権を、恰も彼の好むままに人民の害悪のために行う自由な権利であると考えた。君主が人民に害悪を与える権利は真実には決

して大権ではないので、人民は本来の大権を回復するために、これと抗争して屢々社会の騒乱を惹起したのである。しかし人民の善という限界を侵さなかった国王の大権には、人民も議会も何等の制限をも加えようとはしなかった。大権とは何等の規則もなくして一般人民の善を行う権力である。

英国においては議会在丁度よい時期、場所及び期間召集する権能は国王の一つの大権である。更に時々の緊急の必要または多くの要務の要求によって、国民の善のために行使されねばならないという責務が付けられている。これらのことは一般人民の善のために最もよく役立ち、そして議会の目的に最もよく一致するように執行部に委ねられている。

しかし、大権が正当に行使されているかどうかの判定は誰が行うのであるか。この場合には、国家機関としての審判者はないので、人民はこの場合天に訴えるより何等の救済策ももたないのである。若し国王が不正に大権を行使するならば、国王は人民が彼に委託しない権力を行使しているのであって、人民は彼を天に訴える自由をもっている。人民が天に訴えるということは、人間の一切の成文律に先立つ、そしてそれよりも優れた法によって、この地上に訴えるべき機関のない場合に行われるのである。天は人類に属する一切のもの^⑤の究極の決定権を留保しているのである。

① Locke, Of Civil Government, sec. 151.

② Ibid, sec. 161.

③ Ibid, sec. 158.

④ Ibid, sec. 160.

⑤ Ibid, sec. 168.

第五節 行政権と外交権

ロックの権力分立論はモンテスキューの権力分立論の先駆を成すものである。彼は国権を三種の作用に分ち、立法権、執行権及び外交権とし、立法権は議会に属し、君主国においては君主の参与によって行われ、執行権及び外交権はその性質上議会とは独立に行政部によって行われるべきであるとする。

立法権とは社会及び社会を構成する各員を保障するために、如何に社会の力を使用すべきかを定める権力であって、その目的に合致するように法を制定して、国権を行うのである。執行権とは立法機関によって制定された法を執行する権力であって、行政権及び司法権に分たれる。外交権は宣戦、講和、同盟その他の一切の外交関係に関する権力である。これについてロックは次の如く述べている。

立法権は国家の力が社会及びその社会の成員の保持のためにどのように使用すべきかを指図する権利をもつものである。法律は不断に施行されるべきであり、そしてその効力は常に継続されるべきであるが、それは僅かの期間につくられる。それ故に、立法部は為すべき用務を常時持っていないので、常に存在しなければならない必要は少しもない、また法律をつくる権力をもっているその同じ人々が、その手中にその法律を施行する権力を握ることは、とかく権力を掌握せんとする傾向のある人間性の弱点にとってあまりにも大きな誘惑に違いない。しかし、よく整った国家においては、すなわち全体の善が正しく考慮されている国家においては、立法権は多くの人々の手におかれる。その人々はしかるべく集合して彼等だけが、または他の人々と結合して、法律をつくる権力を有する。法律は彼等がそれをつくってしまったときに、彼等の手を離れるので、彼等は自己のつくった法律に自らも服従しなければならない。これは公共善のために法律をつくることに苦心するように、法律は彼等に課せられた関係の深い規範である。^②

しかし短期間に作られる法律は不断のそして永続的の効力をもち、絶えず施行されることを必要とするので、法律の執行を取計らうべき権力が常に存することが必要である。かくして立法権と執行権とは分離されるに至るのである。

すべて国家には以上にのべた立法権及び執行権のほかに個人が国家を組織する以前に自然に有せし権力に応ずるものであって、自然権と呼んでもよいものである。何となれば、国家においてはその成員は相互に関しては、それぞれ独立の人格者であって、そしてそのようなものとして、国の法律によって統治されているけれども、国家の成員以外の人々に対しては、自然状態にあるのである。

る。それゆえに、所属国家を異にする個人間に生ずる争議は国家相互において処置される。しかして、彼等国家の一成員に加えられた損害は、その賠償を得るために国家をしてその任にあたらしめる。こうした事情のうちにおいては、他のすべての国家またはその成員に対しては、単一体として自然の状態にある。

従ってこの権力は戦を宣し、和を講じ、連盟及び同盟を結ぶ権能、そして国家をもたない他の人々及び他の社会に対する一切の処置を行う権能を包含する。若し好むなればこれを連盟権 (Federative Power) とよんでもよい。

これら二つの権力、執行権と連盟権とは本来は全く別個のものである。前者はその社会の国内法をそのすべての成員に対して執行することを包含し、後者は公共の安全と利益のために、利益または損害を与えるであろうところのその社会外の一切のものと事を処理することを包含している。しかし、両者は常に殆んど結合している。連盟権はその処理の良否が国家にとっては極めて重大であるけれども先在的な、常備の成文法によってこれを指図することは、執行権よりも遙かに困難である。そこでそれが公共善のために処理されるように、必然的にそれを握る人々の思慮分別と叡知に委ねなければならない。

ロックはまた執行権と外交権とは各々その性質を異にする別個の作用であることを認めているのであるが、これら二つの権力は常に結合して存在するものであることを論じている。

この連盟権行使の良否如何は国家の利害に重大な関係を有するけれども、その性質上これが指図は行政権を担当するもの以外のものに属せしめることは不適當である。執行権及び連盟権が別個に行動する人々に委ねられるということは、それによって公共の力が異なる指揮の下に属することになり、それはいつかそのうちには無秩序及び破滅を惹起すであろうからである。

以上の如くにロックは連盟権(外交権)は執行権と同様にこれを行使するには社会の力を必要とするので、命令及び行動の統一を確保し、社会の混乱及び瓦解を防止するためには、同一の国家機関の手に属すべきものである(連盟権は行政機関によって行うのが得策である)としている。かくの如く彼は外交権を行政権に専属せしめて、これに対しては何等の立法機関による制限を加えて

いないのである。しかし、ロックは他のところにおいて立法部及び行政部はその義務に反して社会の契約の目的たる各人の生命、自由、財産の安全を侵害した場合においては、政府はこれによって瓦解するものと見做すべく、従って人民は新たなる政府を樹立することができる。この新政府樹立の権は当然に外交権の乱用の場合にも適用されるべきものであって、この新政府樹立の権は外交権に対する或る民主的制限というべきものである^⑤。

ロックは17世紀における最大の民主主義者であったが、外交権を行政権に属せしめて、何等立法上の組織的制限を認めなかった。これは国際関係において明確なる規範がなく、各国家は自然状態における個人の如くであり、それぞれ自律的に自明的な理性の命令に従って行動し、自国の利益を保持し、条理に違反して他国の利益を侵害する国家に対しては、自然法の賦与する正当な力による自己防衛をなし、かくの如き正義に違背して他国の利益を侵害する国家に対して処罰の権力を有することは、自然法上の権利である。それ故に、外交権は自然法上の条理によって処理すべきものである。しかし条理法は理性の命令であって、理性はすべての人間に共通する能力であって、理性に基づく命令の内容は、人々によって異かものではないから、外交政策の内容の決定を議会に委せ、その国内法によって外交権を制限する必要はない。そこで外交権を国王に属せしめて国王の大権とした。これが英国及びその他の国々における国王に外交大権が専属する根拠ともなっているのである。

① Hatschek, *Englises Staatsrecht*, I, S. 16ff.

② Locke, *Of Civil Government*, sec. 146.

③ *Idem*.

④ *Ibid*, sec. 184.

⑤ *Ibid*, sec. 122.

第五章 ルソーの主権論

第一節 社会契約

ルソーはあらゆる社会は契約によって維持されていると考える。彼は社会契約論の初めにおいて次のごとくに論じている。すなわち、あらゆる社会のうちで最も古く自然的である社会は家族 (*la famille*) である。その家族においてさえ子供たちは自己の生命の維持のために父が必要である間だけ父に結びついている。子供が長じ独立して生命の維持ができるようになると子供達は今まで父に負っていた服従 (*l'obéissance*) から免がれ、父は子供達に負っていた扶養の義務から免がれ、自然的結合 (*le lien naturel*) は解けてしまう。そして両者とも独立な状態にたちかえるのである。若しその後においても彼等が結合されているとすれば、それはもはやはじめの自然的結合 (*naturellement*) ではなく、任意的結合 (*volontairement*) である。そうすると家族までが契約 (*convention*) によって維持されているのである。^①

人間に共通な自由 (*liberté commune*) は人性 (*la nature de l'homme*) から生じたものである。人間の第1の法則は自己の保存であり、自己に対する配慮 (*soin à lui-même*) である。すべて人間は自己を保存するに最も適当な手段を選ぶ唯一の判断者 (*seul juge*) であり、自己が自己の主人 (*son maitre*) である。^②

国家において、君主は家族における父に相当し、人民は家族における子供に相当する。子供も人民も自由平等に生れているが、ただ自己の利益のために (*pour leur utilité*) 自由を譲渡したのである。しかし、家族において、父が子供を扶養するのは、子供に対する父の愛によるのであるが、国家においては、君主は人民に対して愛を抱いていない。君主は人民を支配することに喜び (*le plaisir de commander*) をもっているのである。

多数の者を服従させることと社会を統治することとの間には大いなる差異がある。人々が1人の人間に征服された場合、この関係は主人と奴隷との関係であって、国民と元首との関係ではない。かかる状態は集合体であっても統治団

体（association）ではない。^③元首の利益は個人の利益^④（*intérêt privé*）であって、他の人々の利益と無関係であるから公共の福祉ということではできない。

グロチウスによれば、人民はすべての権利を放棄して全体に与える前に既に人民であったのである。譲渡そのものは公民的行為であって、その議決を前提としている。そこで人民が如何なる行為によって元首を選んだかを吟味する前に、先づ人民がいかなる行為によって人民になったかを吟味せねばならない。この行為は他の一切の行為に先立つものであり、社会の真の基礎である。すべて決定が満場一致で行われる場合ならともかく、多数決という原理、すなわち、少数者が多数者に従わなければならないという義務はどこから生じてくるのであろうか、また元首をもつことを望む人が、それを望まぬ人より多い場合に、それを可決する権利は一体どこから生じてくるのであろうか。決定における多数決の原理そのものが仮定であって、それは満場一致のあったことを前提としている。この前提こそ社会契約（*le contrat social*）である。^⑤

自然状態のうちで、自己を保持するために他人に用いることのできる力に対して、他人の或る者がそれを妨害し、それを征服したとする。かかる場合にはもはや原始の状態を維持することができなくなってくる。そこで人類は自己保存しようとするためには、人々が共同防衛のために総力を結集し、この総力を調和的に活動せしめるようにするより他に方法がない。かかる総力は多数人の結合から生まれるものである。各人の力と自由とは自己保存のための最も主要な道具であるから、いかにして人々はその身を害することなく、この力と自由を全体に提供することができるのであろうか。その方式は共同体の各員の共同の力によって各員の生命財産を擁護し、各員は全体と結合しながら、以前と変ることなく自由にいられるようにすべきである。^⑥これが社会契約（*pacte soial*）の基本要件をなすのである。この契約の条項は僅かばかりの修正を加えても直ちに効力を失ってしまうように規定されている。この契約の条項は未だ明文的には表示されていないが、どこにおいても同一のものであり、どこにおいても暗黙のうちに承認されているのである。そして各人は、その社会契約が廃止されて、その原始的権利を回復し、自然的自由に立帰り、契約的自由を失うに至るまでは、これを承認するのである。すなわち、この条項の意義をよく理解

すれば、共同体の各員は彼のもっているすべての権利をその共同体に譲渡するのである。^⑦各人は先づ自己の一切の権利を社会に与えるのであるから、すべてのものは裸一貫から出発するので、条件はすべての者に平等となり、条件がすべての者に平等となれば、何人も他人の条件を重くするようなことをしなくなるのである。この場合の権利の譲渡は何らの留保もなく行われるのであるから、その結合は完全であり、各員は何も要求すべきものがなくなる。若し何等かの権利が個人に留保されているとすれば、個人と他人との間に立って審判する共同の裁判官はないのであるから、或る点においてはみな自己自身の裁判官である。各人はやがてすべての点において裁判官であることを要求するようになる。これでは自然的状態が存続することになり、共同体は専制的なものになってしまうのである。

各人は全体に対して、すべての自然的権利を与えるのであって、何人も自分が他人に譲渡する権利は他人からも譲渡されているのだから、自分が失うすべてのものと同等のものを他人から得ているのである。換言すれば、各人はそのすべての権利を共同体の一般意思の至高命令の下に置き、また各人は全体の不可分離的な部分としての各員を全体において受取るのである。

この社会契約によって契約の当事者たる各人の結合により精神的で統合的な団体が生まれる。この団体は結合した人々にて構成されていて、統一と共同の自我と生命と意思とを得るのである。(JequeI reçoit de ce même acte son unité, son moi commun, sa vie et volonté) (ibid, p. 26)

かくして生ずる公共人格 (cette personne publique) は以前は都市 (cité) とよばれていたが、現在は共和国 (république) または政治団体 (corps politique) とよばれる。そしてその団体は受動的には国家とよばれ、能動的には主権者とよばれる。(Etat quand il est passif, souverain quand il est actif) また他の国と比較される場合には強国とよばれる。^⑧

そしてその成員は包括的には人民 (peuple) とよばれ、最高権力に参与するものとして公民とよばれ (citoyens comme participants à l'autorité souveraine) 国法に服従するものとして臣民とよばれる (sujets comme soumis aux lois de l'Etat) のである。

- ① Rousseau, *Du Contrat Social*, chap. II, p. 16.
- ② この考え方はロックの考え方でもある。
- ③ Rousseau, *op. cit.* liv. I, p. 23.
- ④ *Ibid*, p. 24. 利益が私益か公益かが専制的団体と国家を区別する標識である。
- ⑤ *Ibid*, p. 24. 主権の問題と政府の問題とは区別すべきである。
- ⑥ *Ibid*, p. 25. 社会契約説の解決すべき基本問題である。
- ⑦ *Ibid*, p. 25. 社会契約によって彼が自然から得た一切の権利を放棄し（全体に移譲し）、社会契約または法律によって与えられた権利のみを行使する。すなわち、自然的な一切の権利を放棄することにより、そのかわりに、保障された契約により定められた権利を得るのである。
- ⑧ *Ibid*, p. 29.
- ⑨ *Ibid*, p. 25.

第二節 公 民 状 態

社会契約は個人と全体との間の相互契約（un engagement réciproque du public avec les particuliers）であり、各成員は自己自身と契約したのであるから、二重の関係において契約をしたことになる。すなわち、全体的な主権者の一員としては他の個人達に（comme membre du souverain envers les particuliers）拘束され国家の一員としては主権者に拘束される^①。（comme membre de l'Etat envers le souverain）

国家の各成員は二重の関係において考察されているのであるから、その共同の決議はすべての臣民に主権者に対する義務を負わせることはできても、主権者をして主権者自身に対し義務を負わしめることができない。それゆえに、主権者が自ら違背できない法律を自らに課するという事は政治団体の性質に反するのである。主権者はただ一つの関係のもとにおいてのみ考えられるのであるから、自己と契約する個人の場合と同じである。従って人民の団体を拘束するような如何なる種類の基本法もなく、社会契約そのものさえも団体を拘束し得ないのである。（il n'y a ni ne peut y avoir nulle espèce de loi fondamentale obligatoire pour le corps du peuple, pas même le contrat social）

しかし、外国人に対しては単一なる存在、個人となるのである。^② (à l'égard de l'étranger, il devient un être simple, un individu)

政治団体、主権者はその存在を契約の神聖から引き出しているのであるから、原始契約に違反するようなことについては、外国に対しても義務を負うようなことはできない。すなわち、自己の一部を譲渡したり他の主権者に服従するようなことはできない。自己がそれによって存在しているような契約を犯すことは自己を否認することである。また何もでもないものからは何ものも生れはしないのである。^③

多数の者が一つの団体に結合すると同時に、団体を侵すことなしには一成員を侵すことはできないし、成員が影響を被むることなしに団体を侵すことはできない。かくのごとく契約の両当事者は義務と利害とによって互いに助け合うようにしむけられる。^④ (ainsi le devoir et l'intérêt obligent également les deux parties contractantes à s'entre-aider mutuellement)

主権者はその構成分子である個人によって構成されているのであるから、これらの個人の利益に反する利益はもたないし、もつこともできない。それ故に、主権者の権力は臣民に対して何等かの保障を与える必要はないのである。団体がその成員を害うようなことはあり得ないからである、しかし、臣民の主権者に対する関係について、もし主権者がその臣民の忠誠を確かめる手段を見出さない限り、たとえこれらの両者の間に共通の利害がある場合でも、何ものも臣民の契約を主権者に保障する者がいないことになる。

各個人は彼が公民として有する一般意思に反して、特殊意思をもつこともあり得る。(chaque individu peut comme homme avoir une volonté particulière contraire à la volonté générale qu'il a comme citoyen)^⑤ 彼の個人的利害は共通利害とは全く異なったことを彼に進言することもある。また彼の絶対的な自然的に独立している存在は彼をして公共的なことに対する義務をもって無償の寄与 (une contribution gratuite) であると考えさせ、かかる寄与をしないために他人に与える害は、それをするために自ら被むる害よりも少ないと考えさせるかもしれない。かかる人は国家を構成する精神的人格が自然人でないという理由で、それを単なる知的実在と見るところから、公民としての権

利だけを享受して臣民としての義務を行うことを欲しないのである。これこそ不正であって、これが増進したならば政治団体は破滅するに至るのである。それゆえに、社会契約はそれが単なる空文に終ることがないように暗黙のうちに一つの約束を含んでいる。この一つの暗黙の約束のみが他の約束に力を与えることができるのである。すなわち、一般意思に服従することを阻む者は何人たりとも全団体の力によって服従するように強制されるということがこの約束である。このことは彼が自由であるように強制されるということを意味するのである。^⑥ (ce qui ne signifie autre chose sinon qu'on le forcera à être libre.) 各公民を国家に与えるということは、各公民をすべての個人的従属から保護するところの条件である。この条件が政治機関を巧みに運転せしめ公民の契約を合理的にする。この条件がなければ公民の契約は不合理なもの、暴虐的なものとなり、甚だしい濫用に陥ることになる。

自然状態から市民状態に移すことは、人間の行為において本能のかわりに正義をもってし、今迄なかった倫理性を行為に与えることによって大いなる変化を人間に及ぼすものである。また義務が肉体的衝動とかわり、権利が欲望にかわるのである。今まで自分のことだけにかかわっていた人間は他の原則に基づいて行動することを余儀なくされ、自分の傾向に耳を傾ける前に自分の理性に意見をきかないではいられなくなる。

この状態においては、人間は自然状態において得ていた多くの利益を放棄することになるかも知れないが、その代りとして大なる利益をうけることになる。すなわち、彼の能力は訓練され発展させられ、彼の思想は広められ、感情は高尚になり、彼の魂は大いに高められるので、今脱出してきたところの状態に逆戻りするようなことをさえなかつたら、彼を永遠に自然状態から脱して、愚鈍で無知な動物から離れ、知的な存在、すなわち、人間をつくり上げた幸福な状態を祝福するはずである。^⑦ (il devrait bénir sans cesse l'instant heureux qui l'en arracha pour jamais, et qui, d'un animal stupide et borné, fit un être intelligent et un homme)

これらのすべての得失をば容易に比較することができる。人間は社会契約によって失うところのものは、その自然的自由と彼を誘惑し、彼が望む一切のもの

のに対する限りない欲求である。彼が得るところのものは公民としての自由と彼が所有する一切のものに対する所有権である。この場合にわれわれは個人の力によってのみ制限をうける自然的自由と一般意思によって制限される公民的自由とを区別する必要がある。公民状態によって得られる利益には更に倫理的自由 (*la liberté morale*) がある。この倫理的自由が人間をして真に自己の主たらしめるものである。単なる欲望や衝動によるものは奴隸的屈従にすぎないが、自ら制定した法律への服従は自由である。^⑧ (*l'obéissance à la loi qu'on s'est prescrite est liberté.*)

① Rousseau, op. cit. p. 26.

② Ibid, p. 27.

③ Idem.

④ Idem.

⑤ Ibid, p. 28.

⑥ Idem.

⑦ Ibid, p. 29.

⑧ Ibid, p. 30.

第三節 主権の性格

市民状態において最も大切なるものは一般意思である。一般意思のみが国家の組織された目的、すなわち、共同の幸福をめざして国家の権力を運用することができるのである。(*la volonté générale peut seule diriger les forces de l'Etat selon la fin de son institution, qui est le bien commun*) 個人の利益の衝突が社会状態の創設を必要ならしめたとしても、この創設を可能ならしめたものは個人の利益の一致である。相異なる利益関係のうちにも共通の何ものかがあって、それが社会的結合紐帯となるのである。若しすべての利害関係のうち何らかの一致点がない場合には社会状態は存在し得ないのである。それ故に、社会は共同の利益に基づいて統治されなければならない。^①

主権は一般意思の行使にほかならないから、これは譲渡され得るものではない。

い。また主権者は一般意思に他ならないから、意思はこれを譲渡することはできないのである。

一般意思と特殊意思とは一致することは不可能である。一般意思は平等公平に傾くものであるが、特殊意思は不公平に傾くものである。若しこれら両者がたとえ一致するとしてもそれは全く偶然のことであって、それに保証を求めるがごときことは不可能である。

主権はそれが譲渡できぬという理由から不可分である。(par la même raison que la souveraineté est inaliénable, elle est indivisible) 意思は一般的であるか一部の意思であるかである。すなわち、人民全体の意思であるか単にその一部のものかである。前者の場合に表示される意思は主権者の行為であり法律となるのである。後者の場合においては、それは特殊意思でありまた行政官の行為である。^②

一般に主権は意思の面からは分割できないのでこれを作用の面から分割する。作用の面からは権力を立法権と執行権に分類し、執行権を司法権、行政権に分割し、行政権を国内行政権と対外条約締結権とに分割する。主権の部分であるかのように考えられている各権能はいずれも主権に従属するものであって、常に最高の意思を予想し、この意思のめざすところを行使するのがこれらの作用としての権能である。

一般意思は常に正しく、常に公共の利益を目指しているのである。(la volonté générale est toujours droite et tend toujours à l'utilité publique)^③

全員の意思と一般の意思との間には非常な相違がある。一般意思は共同利益のみを目指すものであるが、全員の意思は個人的利益を目指し、それは特殊意思の総和にほかならない。これらの特殊意思から個別性をとりのぞけばすべてのものに共通一般な意思が残るのである。(Il y a souvent bien de la différence entre la volonté de tous et la volonté générale; celle-ci ne regarde qu'à l'intérêt commun, l'autre regarde à l'intérêt privé. et ce n'est qu'une somme de volontés particulières)^④

教養のある人民が決議する場合に公民間に何等の党派がないならば、一般意思は相違点の少ない大多数の人々から生ずる。しかし教養の少ない徒党によっ

て決議がなされる場合には、その決議された意思はその党派の意思であって、その党派にとっては一般意思であるかも知れないが、国家との関係においては特殊意思にすぎないのである。かかる場合においては、人間の数だけの投票がなくなり、党派の数だけの投票があったということになる。また党派のうちで、ある一つが非常に大きくて、すべての他の党派を圧倒しているような場合には、もはや一般意思なるものはなくなり、特殊な意思があるのみである。それ故に、一般意思が純粹に構成されるためには国家内に団体が存在しないことが必要である。

国家は一つの精神的人格であって、その生命は成員の結合に存するのである。(l'état ou la cité n'est qu'une personne morale dont la vie consiste dans l'union de ses membres)^⑤ 国家の最も重要な配慮は自己保存にあるとするならば、国家はその各部を全体のために最も都合よく利用するために普遍的な強制的な力が必要である。あたかも自然が各人にその四肢を自由に動かすことのできる絶対権を賦与しているように、社会契約は政治団体にその全成員を自由に支配することのできる絶対権を与えるものである。この絶対権が一般意思によって行われるときに主権とよばれるのである。(le pacte social donne au corps politique un pouvoir absolu sur tous les siens, et c'est ce meme pouvoir qui, dirige par la volonté générale, porte, comme j'ai dit, le nom du souveraineté)

私的人格の生命と自由とは公的人格から独立しているものである。それ故に、われわれが主権者としてまた公民として享有している権利及び公民が臣民として果たさなければならない義務とわれわれが人間として享有しなければならない義務との間に区別を設けることが必要である。

各人が社会契約によって譲渡する権利、財産、自由は、その使用が共同体にとって重要である部分に限られる。しかして、この重要さを判断するのは主権者のみである。公民は国家に対してなしうるいかなる奉仕でも、主権者がこれを要求するならば直ちに提供しなければならない。他方主権者は共同体にとって益のないいかなる拘束をも臣民に課することができない。理性の支配する法則の下においては、自然の法則の下においてと同様に何事も理由なくしては行

われないのである。(sous la loi de raison rien ne se fait sans cause, non plus que sous la loi de nature)^⑦

人々を社会団体に結びつける契約は、それが相互的であるがためにその義務を生ずるのである。この契約の性質は人々が契約を履行するとき、自分のために働かないでは他人のためにも働くことができないようなものである。一般意思が常に正しくあり、すべての人が各人の幸福を欲求するということは、正義の観念は人性の自然に由来するものであるからである。一般意思が一般意思であるがためには、それがすべてのものから由来し、すべてのものに妥当するものでなければならない。若し一般意思が或個人的な特定の対象に向けられるならば、人々を導びく正義の原則をもたないから、一般意思本来の正しさを失うようになる。

かくのごとくして、われわれの意思を一般的ならしめるものは投票数というよりは、むしろ投票を一致せしめる共通の利益関係である。この制度の下においては自分が他人に課した条件に必然的に従うのである。この場合に利益と正義とが一致するのである。

社会契約はすべての人々を同一の条件の下におき、そして同一の権利を享受せしめるというような平等を公民の間につくることをめざすのである。契約の性質から、主権者の一切の行為、すなわち一般意思の一切の行為はすべての公民を平等に拘束し、またこれに平等に利益を与えるものである。

社会契約は優越者と劣等者との間の契約ではなく、団体とその成員の各人との間の契約である。^⑧ (Ce n'est pas une convention du supérieur avec l'inférieur. mais une convention du corps avec chacun de ses membres)

それは凡てのものにとって共通であるが故に公平な契約であり、一般の幸福を目的とする以外に目的をもたない故に有益な契約である。それは保障として公共の権力と至上権力をもつが故に強固な契約である。(elle ne peut avoir d'autre objet que le bien général, et solide, parce qu'elle a pour garant la force publique et le pouvoir suprême)

臣民がかかると契約にのみ服従している限り彼等は他のものに服従するのではなく、自己の意思にのみ服従することになる。それ故に、臣民がいかにその主

権を行うかということは、臣民がいかに彼等の義務をつくすかということに帰着するのである。

しかし、主権は絶対的で神聖で不可侵であっても、一般的契約の限界を越えるものではなく、また越えることができないのである。そして各人は契約によって自分に与えられた財産や自由を確保することができるのである。主権者はある臣民に対して他の臣民よりも多くの義務を課する権利をもっていない。若しそうでないならば主権者の権利は一般意思の権利ではなく特殊意思の権利となり、一般意思を表現する主権者の権力の範囲外になるのである。^⑨ (de sorte que le souverain n'est jamais en droit de charger un sujet plus qu'un autre parce qu'alors, l'affaire devenant particulière, son pouvoir n'est plus compétent)

社会契約によって個人が何ものかを放棄したと考えることは間違いであって、却って契約の結果彼等の地位は以前よりも遙かによいものとなっていることがわかる。彼等は一切の権利を譲渡したように思われるが、決してそうではなく、不確実で不安な権利をより確実な安定した権利に有利に交換したことになる。また自然的独立を自由と交換し、他者によって害を加えられる権利を安全な権利と交換し、他者によって征服される不安な権利を不可侵の権利と交換したのである。彼等が国家に捧げた一切のものは、すべてそのために確実に擁護されているのである。

① Rousesau, op. cit. p. 32~33.

② Ibid, p. 34.

③ Ibid, p. 35.

④ Idem.

⑤ Ibid, p. 36.

⑥ Idem.

⑦ Ibid, p. 37.

⑧ Ibid, p. 39.

⑨ Ibid, p. 30.

第四節 法律と立法者

社会契約によって政治団体が成立し、それに意思と活動を与えるために、また自己保存のために何らかの規定がなければならない。一切の正しいことは神に由来するものであって、神のみがその源泉である。勿論理性から出た普遍的な正義が認識されるのであるが、正義の法は自然の制裁を欠いているので無力である。

制裁のない自然の法は悪人に利するところがあって善人には損をさせる。善人は自然の法を守るが、悪人はそれを守らない。これを守らすために契約と法律とを必要とする。自然状態においてはすべてのものが共有であるから他人に対して何ら義務を負うことがない。ただ自己にとって無用なもののみを他人のものとするにすぎない。公民的状态においては一切の権利は法律によって定められるのである。

法律の対象は常に一般的である。法律は国民を一団として考え、行為を抽象的に考え、決して国民を個人として考えず、行為を特殊なものとして考えないのである。たとえ法律は特権の存在することを規定することはできても、これを特定のものに指名して付与するものであってはならない。個人的対象に関するいかなる機能も立法権には属していないのである。^①

法律を制定することは一般意思の行為である。法律は意思の普遍性と対象の普遍性とを結びつけているものであるから、何人であっても独断的命令は法律でなく主権者の命令であっても特殊の対象に向けられたものは法律ではなく単なる命令にすぎない。それは主権者の行為ではなく行政官の行為である。いかなる統治形式の国家であっても皆これを共和国 (republique) とよぶのである。かかる共和国においてのみ公共の利益が支配的であり得るのである。すべての合法的政府は共和制でなければならない。^② (tout gouvernement légitime est républicain)

法律は公民的結合の条件である。社会の条件を規定するものは結合する者たちの手に属するものである。政治団体はその意思を明示する機関をもたねばならない。何人が政治団体に予め法をつくりこれを公布するに必要な予見を与え

ることができるか。およそ衆愚というものは何が自己にとって幸福であるかを知らないのみでなく、何を自分が欲しているのかさえも知らないのである。かかる衆愚がいかにして立法機関のような偉大なる難事業を自ら遂行しうるのであろうか。^③ (Comment une multitude aveugle qui souvent ne sait ce qu'elle veut, parce qu'elle-meme une entreprise aussi grande, aussi difficile qu'un systeme de législation ?)

人民は自ら常に幸福を希願しているけれども何が幸福であるかを知らないのである。一般意思は常に正しいが、この意思を導びく判断は必ずしも常に明確なるものではない。一般意思は自ら探求している道を教え、特殊意思の誘惑から自己を護り、現在目前にある利益の魅惑と遠い隠れた害悪とを比較考量するのである。個々人に対しては彼等の意思と理性とを一致させる必要があり、公衆に対しては自ら希願するところを知らしめる必要がある。公衆が啓発されることにより社会のうちに理性との結合が生じてくるのである。その結果お互の間に協同が生じて全体が大きな力をもつようになる。かかる意味において立法者は必要である。

各種の立法組織がその目的とするところの凡ての人々の最大の幸福というものは何であるかを見るに二つの主要目的がある。自由と平等である。平等がなくしては自由は存在し得ない。平等についていえば、それは人々の富や権力がすべて同じでなければならないという意味ではない。権力というものは法律の許すところに従ってのみ行使することができるものである。富については、いかなる公民も他人を買い得るほど富裕ではなく、また自己を売らねばならないほど貧困ではないのである。すなわち、強者の側から見て、その財産と権力の程度が余りひどくなく、弱者の側から見て、その貧困の程度が余りひどくないことを前提とするのである。しかし、実際にはかくのごとき平等を維持することは困難なことであるが、社会の状況は常に平等を破ろうとするような傾向をもっているので、立法の力によって常に平等を維持するようにつとめることが必要である。

国のよき制度はその国の土地の事情や住民の特色から生ずる種々なる関係によって修正されなければならない。各人民は全人民の共通の原則のほか、共

通な原則を特色あるように行い、自分達の立法を自分達にのみ固有なものとするような原因を自己のうちにもっているのである。立法者はいかなる方法によってこれらの目的にかなうように立法すべきかについて考慮を要するのである。

国家の組織を真に強固且つ永続的なものにするためには自然の關係と法律とを常に一致させ、法律は自然の關係を保障し、これを是正するものたらしめるようにすべきである。若し立法者がある目的を誤り、事物の自然な状態から生ずる原則と異った原則を採用するとしたならば、すなわち、もし自由を求める者に服従を与え、平和を望む者に戦争を与えるようなことがあるとするならば、法律はしらすらすらとの間に力を減じ、国は絶えず動揺をくりかえし、遂に滅亡或は変化して、人力をもっては救い難い自然状態が再びその勢を回復することになるのである。

国家の政治組織を規定する法はこれを政治法または基本法とよばれる。もし国家においてその国を規律する唯一の良法があるとすれば、この良法を発見した人民はこれを遵守しなければならない。しかし、若し制定された法が悪いものである場合には、人民はかかる法律を変更する自由をもっている。^④

国家においては、成員は二つの關係において存在している。すなわち、一は団体成員相互の關係であり、他は成員と団体全体との關係である。この關係において、前者の方はできるだけ小さくし、後者の方はできるだけ大きくしなければならない。かくしてこそ各公民は他のすべての公民に対して独立し、国家に対して絶対に服従することになるのである。国家の成員の自由を保障するのは国家の権力に他ならないから、国家の権力を表現する国法に服従することは、成員が自由を享有するがためである。

法律に違反して成員の自由を蹂躪するものは違法行為として制裁が加えられる。すなわち、法律違反者に対する刑罰がある。刑罰は成員の自由を守る神聖なる法律を犯し、社会契約を無視して自然状態に転落せしめんとするものに対して行われる矯正手段である。

国家のことがらは日々新たに生じ、一切の制度は次第に陳腐となってゆくのである。これに生氣を与えるのはこれを改正増補してゆくことであ

る。法を改正し増補するに与かって力あるものは風潮と輿論である。法律がいつも生氣をもつために大立法家はつねにかかることに専念しているのである。

① Rousseau, op. cit. p. 43.

② Ibid, p. 44.

③ Idem.

④ Ibid, pp. 45~48.

第五節 一般意思

(一) 人民主権論

人民主権論は君主主権の権力行使の恣意性絶対性に対する反撥的制肘として発展されたものである。君主に対立する全体者としての人民に主権を帰属せしめることによって君主の絶対主義を打倒せんとするために考え出された理論である。

すでに中世においてマルシリウスは国の立法者は人民であらねばならない。それがためには人民は最高の権力(主権)の保持者でなければならないとい^①ている。

マルシリウス(Marsilius von Padua)によって法王主権、皇帝主権が否定されて人民主権が提唱されるに至ったのであった。彼によれば、キリストは何等の国家的権力を行使しないから、キリストの代理である法王には何等の俗世的権力があるべきではないのである。それ故に(plenitudo potestatis)は全く虚偽の権力であるとする。立法は国家の俗世的権力に属する事項であるから法の制定は人民の総意によるべきである。即ち市民全体(universitas civium)が法を制定すべきであり、これに法制定の権威を与えなければならないとし^②た。

人民主権について最も論理的に明晰に究明したのはルソーである。

ルソーの著述のうちでこれに関して最も重要なものは社会契約論である。この書は彼の政治制度論の一部である。国家論、内政論、政態論、政策論の四

篇から成っている。社会契約論についての考え方は次の如きものである。

先ず社会契約は一つの仮説である。それは歴史的事実ではなく、彼はこれによって国家が人民の合意によって成立したことを論証せんとしたのである。これについてはグロチウス、ホッブス、スピノザ、プーフェンドルフ、トマジウス等と同様に国家統治の基礎を構成する理念論である。

しかし、社会契約論には一つの大前提が存在する。それは人が生れ乍らにして自由平等であるという考え方である。人が生れ乍ら自由平等であるということは自然権 (natural right) である。かかる自然権はいかにして生じたのであるか。それは自然法によって人間に賦与されたのである。自然法は自然の法則 (Gesetz) であり、また人間の行為を規律する規範 (Norm) でもある。そしてそれは人間の理性によって認識されるものである。これについて彼は「人間は生れ乍らにして自由である。しかし今や到るところ鉄鎖につながれている」^③とのべている。(L'homme est ne libre, et partout il est dans les fers)

社会契約説は団体人格と共同意思の構成に基礎を置いている。ロックは人民の多数決に国家意思の構成を求めたのであるが、ルソーは自然人の有する意思と国家人格の有する意思とを区別して、前者を以て特殊意思 (volonté particulière) と称し、後者を一般意思 (volonté générale) とした。特殊意思は個人意思であり、一般意思は国家の主権的意思である。その他に国家の機関の意思として団体意思 (volonté de corps) がある。ホッブスにおいては主権意思が社会契約と何等関係のないものとなるので、彼の社会契約論は自然権を主権者たる国王に全面的に譲渡するための手続に過ぎなかつたのである。スピノザは国民の普遍意思 (allgemeiner Wille) をもって国家意思としたのである。また人民が自然権を統治者に譲渡するのも一部分的譲渡であるとし、全部的譲渡とはしなかつた。しかし、ルソーは一度は自然権を全部的に譲渡し、更に市民権として変質して全部的に取戻すことができるのである。ホッブス以外の社会契約論者は自然権の条件的譲渡を説いたのである。またルソーはロックと同じく社会契約説を人間の性善説から出発したのである。それ故に、彼は人間の本性 (自然的性質、自然) は正善であると考えた。社会の墮落を人間の作った制度の罪とした。社会悪は人間の理性の力で改造され得ると考えたのである。人

間としての純粋の天性の美を發揮せしめるのが自然の道であり、その天性の道を妨げる制度が社会悪の根源であるとした。

ルソー以外の社会契約論者はすべて代議制度を認めたのであるが、ルソーはこれを排斥した。それ故に、直接民主政治を主張したのである。しかし、直接民主政治に代るべきよい制度を見出すことはできなかった。そして大国においては直接民主政治が行われ得ないことを知ったので、直接民主制度の行われるような小国を欲したのである。

ホッブスが個人的絶対主権を主張したのに対して、ルソーは全体としての人民に主権が帰属すべきものであることを説いた。しかし、人民はその代表者を通じて主権を行使するのである。またロックは人民の権力をもって支配者の権力を制限するものとして表現した。それ故に、支配者は人民の権力の制限内において統治権を行使するに過ぎないのである。人民は統治権の行使者の枠としての不動の力を保有するのである。かくしてルソーにおいては人民は一切の権力の源泉であり、人民の権力は法律によって組織化された権力ではなく、その権力は法超越権 (*ultra vires*) なのである。

統治者には三つの地位がある。第一に市民であり、次に公務員であり、最後に個人である。かくて個人と市民とを区別し、市民は個人以上のものである。原始契約により団体を組織することにより個人は市民(公人)となる。団体においては、結合的に見て人民であり、各人は市民にして個人である。この結合的人民は主権者であり、市民の各人は主権の一部を担荷している。結合的人民の行為は団体の行為であり、結合的人民の権力は団体の権力である。主権は不可分であるから、主権は結合的、公共的統一体である団体に属する。団体は単一^④の意思を有し、この団体意思に主権が存する。

一般意思はレヴィアサンにおける主権意思の如く、それは単一意思である。それは常住不変で且つ純粋なものである。^⑤ (It is always constant, unalterable and pure)

① Marsilius, *Defensor Pacis*, I, 18.

② Rehm, *Allgemeine Staatslehre*, s. 35.

③ Rousseau, *Contrat Social*, chap. I.

④ Ibid. chap. 3.

Lord, Principles of Politics, p. 131.

⑤ Ibid, p. 123.

（二）社会契約

個人は社会契約によって彼の自然的自由と権利のすべてを放棄する。その代りにその代償として市民的自由と彼の所持するすべてのものの所有権を取得するのである。自然的自由は各個人相互間の力によって制限されるのであるが、市民的自由は人民全体の総意である一般意思によって保障される。市民的自由は道徳的自由である^①。

社会契約は肉体力、精神力において相互に不平等なものをすべて法の前の平等に代替せしめる。すなわち、物理的不平等を法的平等に変更するのである。

社会契約により一つの道徳的結合団体が成立し、この団体は統一的な共同自我 (moi commun) 共同意思を取得する。かくして社会の各人は各自の人格と権力のすべてをこの共同意思の支配下におき、各人は団体において、全体の不可分の部分としての各人を回復するのである。各人は契約の当事者として精神的、集合的団体 (corps moral et collectif) がつくられ、これに基いて生ずる公的人格は以前は都市 (cité) とよばれたが、今は国家 (république) または政治団体 (corps politique) といわれる。またこれを主権的団体として見れば国家 (l'État) であり、統治活動の源泉として見れば主権者 (souverain) である。その団体構成員の全体は人民 (peuple) であり、個々の成員は主権の分担者としては市民 (citoyens) であり、国家の統治に服するものとしては臣民 (sujets) とよばれるのである^②。

ルソーによれば共同意思の主体としての人民全体が国家の主権者であり、この共同意思が一般意思 (la volonté générale) といわれる。一般意思以外には主権者を規制するものはないのである^③。個人意思より独立せる一般意思の絶対性を認める。各人は個別意思 (la volonté particulière) の主体としては被治者であるが、一般意思の構成部分としては主権者である。ここに各人は二重の関係をもつことになるのである。即ち一方においては主権者の部分としての

地位にあり、他方においては主権者に対する服従者としての地位である。

主権者の本質は原始契約から由来するのである。原始契約は理性の要請であり、絶対不可侵の神聖なるものである。これを侵すことは国家の否定であり主権者の否認である。

主権者は人民の統一体であるから、成員の利益に反することはあり得ない。主権者が団体を害うことはあり得ないから、これに対する保障は必要としないのである。しかし、個人の個別意思は市民の総意である一般意思と一致しないから、共同体は総意に反する個人を強制的に服従せしめる権能をもつものである^④ということが社会契約のうちに含まれていることが自明の理である。

ルソーの精神のうちには、自然状態として人間を社会から引離して眺め、これを自然法的に見て、個人の人格の絶対的な尊厳を看取した。また他方において社会、団体、国家を合理的に把握して、個人の放縦を制限する合理的根拠とその正当性を見出さんとしたことが窺われる。ここにルソーの偉大なる功績が存在する^⑤。

また一般意思（主権者）の絶対主義はホッブスの君主の絶対主義と同様に自然的自由に対する偉大なる抑圧を意味する。しかし、ルソーはどこまでも市民的自由の擁護者でありたいとのあまり、かかる合理主義的絶対主義を説いたのである。

社会契約は個人の自由と国家権力による強制との調和を発見して、個人が互に協力して生活し得る社会を構成することを課題とするものである。かくして社会契約の内容は各人が実力による支配すなわち生命、身体、財産に対する実力斗争を以てする自救行為をやめて、国家権力による個人の権利と自由を保障することにある。社会契約を空虚な法規たらしめないように、この契約は個人にして一般意思に服従することを拒むものがあるときは、全体によってそれに服従することを強制されるという約束を暗黙のうちに含んでいるものと解すべきである。

① Roassean, Contrt Social liv. I. chap, 8.

② Ibid, liv. I, chap. 6.

③ Ibid, liv. I, chap, 7.

④ Idem.

⑤ Bluntschli, Geschichte der neueren Staatswissenschaft, S. 335.

(三) 自然状態

ルソーは実力は決して権利であり得ないことを主張する。すなわち、最も強力なる者と雖もその実力を権利に変じ、それに対する服従を義務に変じない限り決して強力なるものであり得ない。実力は単なる物理上の力であり、それだけを以てしては何等道徳的のものを生ぜしめるを得ない。実力に属する行為は必要己むを得ない行為ではあり得るが、決して欲する行為ではあり得ない。そしてそれは決して権利に対する義務の履行ではあり得ない。若し実力が直ちに権利を生ずるならば、優力なるものは劣力なるものの権利を相続する。反抗し得るに至った人は総て反抗する権利を持つのであり、力あるところには権利があるのである。しかし、力を失うと同時に直ちに消滅するが如き権利は一体いかなる種類の権利であろうか。実力あるがために其者に従うことを要するならば義務によって従う必要はすべて消滅する。人が他人を服従せしめるだけの実力を失うときには最早他人はその人に従うを要しない。かかる場合、権利なる言葉は実力に何もをも附加するものでなく、従ってこれを権利とよぶことは全く無意味のことである。^①

かくの如く実力は何等の権利をも生じないから、現実にはかかる実力に対して服従の義務を生じない。それ故に、合理的なすべての権威は人民の合意以外にはその基礎をもち得ないのである。かくの如くしてすべての人民の権利を確保し、自由を保護するところの国家の権威は国家を構成する人民各人の合意によって成立する社会契約により由来することになる。またルソーは次の如くにのべている。

人類が自然状態において自己を妨げる障害が、各人がかかる状態において自己を維持するために使用し得る力よりも一層強力なる時代に遭遇したときには、人類はその自滅から免れるためにその生存方法を変革することを余儀なくされる。然るに人類は別に新しい力を生み出すことを得ないので既存の力を結合し規制し得るに過ぎない。各人が自己を保存するためには反抗に打勝ち得る

力の総計を作り、一致協力してこれを活動せしめる方法によるほかはない。この力の総計は多数人の協力によってのみ生じ得るのである。かくして各人は各人の身体と財産をその共同の力によって防衛し保護するための結合形式即ちそれに加入する各人は彼自身にだけ従うものであり、従来同様に自由であり得るが如き結合形式を見出さねばならない^②。かかる結合の形式が社会契約である。社会契約の約款はそれに最小の変更を加えても直ちにそれを無効ならしめる如くに定められている。その内容は明文を以て表現されていないが、これは默示的に社会的人間に承認されているのである。社会の各人はそのすべての権利を全部社会に移譲する。しかして各人はそのすべてを与えられるが故に、その条件はすべての人にとって平等である。条件がすべて平等であるが故に何人も他人を害して自らを利益することはない。しかもこの移譲は何等の留保もなしに行われるが故に、その結合は最も完全であり各人はその要求すべき何もかも持ち得ないのである。若し何人かがその権利の一部を自己に留保するときには彼と公共との間に立って判決する共通の上位者の存在しないことにより、各人が自己自身の裁判官となる。しかしてかかる人はすべての点についてかくあることを要求するが故に、結局は始めの自然状態が存することになり、社会的結合は完全なものとはならない。また各人は社会契約によって一方においては各人は自己をすべてに与えることにより、他方においては何人にも自己を与えないことになる。何人も自己がすべてに与えたと同様の権利を与えられるからである。人はその失うた総てのもの等の価を取得し、更にその所有するものを保持するための一層大なる力を取得するのである。かくして結合行為はその当事者たる各個人の代りに精神的且つ結合的団体を構成する。この団体はそれの同一行為によって、その単一性と生命と意思とを取得する。その構成員は或時は受動的に国家 (état) とよばれ、或時は能動的に主権者 (souverain) とよばれる^③。

主権者は団体を構成する個人以外の者から形成されるものではないから、これら個人の利益に反する利益をもつものでなく、またもち得ない。従って主権者の権力は服従者である臣民に対しては何等保障される必要はない。というのは団体がその構成員の総てを害するということが不可能のことであるからであ

④
る。

- ① Rousseau, Contrat Social, liv. I, chap. 3.
- ② Ibid, liv. I, chap. 6.
- ③ Idem.
- ④ Ibid, liv. I, chap. 7.

（四） 一 般 意 思

ルソーによれば相結合した多数人が一体として考えられる限り彼等は唯一つの意思をもつのである。この意思が共同の存在を維持し、公共の安寧を保持するのである。^① (Tant que plusieurs hommes reunis se considerent comme un seul corps, l'in'ont qu'une seule volonté qui se rapporte à la commune conservation et au bien-être général)

国家構成員のすべてが自由な市民であり得るのはこの意思によって活きるためである。^② かくして一般意思は公共の福祉を実現せんとする国家構成員のすべての者の確定的、恒常的な意思である。それは常に公共の福祉をめざす意思であり、恒常的であり且つ現実的である。

先ず一般意思はすべての国民に共通であるが故にそれは国民の総意であり、国家人格の意思（国家意思）である。国家を構成するすべての個々人に内在する意思であるが故に国民の総体に内在する意思である。またそれは現実に国民生活を営んでいる人々の共通の意思である。それは過去の国民の意思でもなく、また未来の国民の意思でもない。それは現実の国民の総意である。それは現実的には各個人に存する意思であるが、それは公共の福祉に向けられる意思である限りにおいて一般的のものである。しかし、各個人は単なる人 (homme) としては市民、国民 (citoyens) としてもつ一般意思と異なる特殊の意思をもつ。特殊意思は共同の利益と異りたる利益を欲求する。各個人は国民として一般意思を構成する立場においては個人の特殊利益をすてて一般意思に参加するように努力すべきである。

一般意思は常に正しく、公共の福祉を内容とする。個人の特殊意思は必ずし

も常に正しくはないのであるが、公共意思を構成して成立した一般意思には個人的利益を目的とする部分がとり除かれて、全体の利益を求める意思のみが含まれている。それが故に一般意思は常に正しくあやまりがないのである^②。

一般意思は常に公共の利益を意思する。しかし一般意思に似而非なるものに集合意思 (*la volonté des tous*) がある。集合意思は個人的利益を内容とする個別意思の集合である。たとえそれがすべての個人に共通の意思であってもそれが全体共通の利益に関するものでなければ一般意思ではなく、集合意思であるに過ぎないのである。例えば戦時中軍部内閣の圧力によって膨大な軍事予算や国家総動員法を可決した議會の意思は形式的には全員一致であっても一般意思ではなくして、集合意思にすぎないのである。

意思の根柢には利益がある。利益には他人の利益と衝突するものがあるが、またすべての他の人々の利益と一致するものがある。かかる万人共通の利益の擁護が国家社会を成立せしめる基礎となるのである。それ故に、一般意思は共通利益の表現にはかならないのである。若し国家を構成する国民個人の間に共通の利益が発見されないならば、一般意思が存在し得ないので国家成立は不可能とならざるを得ないのである。

一般意思の形式には理想としては全員一致は望ましいのであるが、必ずしも全員一致を必要とはしない。すべてのものが直接、間接に一般意思の形成に参与するように保障されることが必要である。若し一般意思が成立しないならば特殊なる個人または団体の意思、すなわち執政官の意思または特殊団体意思のみが存することになる。その表現は単なる個人の命令にすぎなくなるのである^③。

ルソーは一般意思を以って全員一致の意思としたのであるが、それはまた法制定のための立法意思と同じものと見たために、法律制定のための多数者の意思と同じものとせられるに至った。ここに全員一致の意思がいかにして多数者の意思と調和せられるべきかの問題が生ずるに至ったのである。すなわち、法律案が人民集會に提出されたときに、人民に問われることは彼等がその提案を承認するかまたは排斥するかということに関してではなく、その提案が彼等自身の有する一般意思に一致するか否かということに関してである。各人は自己の投票を行うことによって、そのことについての意見をのべ、それらの投票が

計算されることによって一般意思が宣言されるのである。それ故に、自分の意思に反対する意思が多数を占めて打勝つときは自分が誤っていたのであり、自分が一般意思と考えていたことが一般意思でなかったことが明らかにされたわけである。若しも一般意思に反する自分の特殊意思が打勝つときは一般意思が実現されないことになり、公共の福祉は実現されなくなる。或人々は一般意思について誤りを侵すのである。このとき多数者の投票は少数者に対して一般意思に従って欲求すべきことを啓示するのである。多数者の意思はかくの如く一般意思を啓示するのである。それ故に、一般意思は必ずしも全員一致を現実に要求はしない。ただ多数者を通じて啓示するのに役立つことになるのである。^④

一般意思は恒常不変のものであり、公共的なものである。集会において意見の一致が支配して全員一致に近づくほど一般意思の強度が支配的のものとなるのである。これに反して全員一致から遠ざかれば遠ざかるほど個人的利益が優勢化して公共的利益の弱화를来す原因となる。^⑤

しかし乍ら法律は論議さるべき事物の範疇に属し、多数を以って決定されるのである。一般意思は争われ得ない事物の範疇に属し、それは全員一致を要求する。一般意思の特質は共同の利益をもつことである。公共の利益という点においてそれは不変恒常で議論の外に立つものである。また一般意思は公共的であるとともに現実的である。それは現実の国民によって支持されるものである。そしてそれは現実の事件を契機として現われるものである。

ルソーにおいては、一般意思は法を創造する団体（国家）意思なのである。法は一般意思の表現であり、国家における正と不正を判別する規準である。立法意思は国家意思であり、直接間接立法に関与する国民の現実的な意思である。立法作用を契機として国民の現実的意思が国家意思たる一般意思にまで高められるのである。一般意思の正当性を基礎づけるものとして共同の利益或は公共の福祉があげられる。それ故に、真に意思を一般的ならしめるものは投票数の多少によるのではなくして、国民を結びつけている共同の利益なのである。^⑥

勿論法を支える根拠はあくまでも全員一致の意思を前提とするのである。しかし、現実においてかかることを要求することは不可能である。それ故に、ルソーも「その性質上いつにても全員一致を要求する法律はただ一つしかない。

それは社会契約である」^⑦といっている。

現実の立法は多数者の意思によって成立するものとした。かかる多数者の意思が法を成立せしめるのは多数決の法則が社会契約の産物であるからである^⑧。

かく見るときは社会契約は一切の法が多数決で成立せしめるための原則を定めるところの根本規範(Grundnorm)なのである。しかし社会契約そのものと雖も若しも国民全員が集合して満場一致を以て解約を可決したとすれば合理的に社会契約は破棄されることになるのである^⑨。

しかし、この場合に国民の一人にても社会契約の解約に反対しても、社会契約は存続することになる。このことは事実上は社会契約の解約は不可能であることを意味する。これは全く論理的規範的意義において要求されることであって事実上はかか根本規範としての社会契約が存するのではない。これは歴史的意味に解すべきではなく、規範的意味において解すべきである。法を支える第一前提条件が必要だからである^⑩。

① Rousseau, Contrat Social, liv. 4, chap. I.

② Ibid, liv. 2, chap. 3.

③ Ibid, liv. 2, chap. 1.

④ Ibid, liv. 2, chap. 2.

⑤ Ibid, liv. 4, chap. 2.

⑥ Ibid, liv. 2, chap. 4.

⑦ Ibid, liv. 4, chap. 2.

⑧ Ibid, liv. 1, chap. 3.

⑨ Ibid, liv. 3, chap. 18.

⑩ Ibid, liv. 1, chap. 5.

第六節 政治論

(一) 政治団体

各人は自己の生命を保存するため、その生命を危険に曝す権利をもっている。火災から逃れるために窓から飛び降りるが如きは当然の権利である。社会

契約当事者が自己の保全を目的としたものである。目的の達成には幾多の手段がある。これらの手段には場合によっては幾らかの危険を伴い、また何らかの損失をも齎すものである。

罪人に対して科せられる死刑について見るに、若し誰かが殺人の罪を犯した場合に、その犯人が殺されてもよいと同意するのは、各人がかかる殺人犯人の犠牲にならないようにするためである。そのみならず犯罪者は社会的権利を侵害したことによって国家に対する反逆人であるとともに国家の裏切者となるのである。(tout malfaiteur, attaquant le droit social, devient par ces forfaits rebelle et traître à la patrie) 彼は法律を犯すことによって、もはや国家の一員でないばかりか、国家に対して戦争を挑んだのである。かかる場合に国家の安全と彼自身の安全とは両立し難くなり、両者のうち一つが亡びなければならなくなる。それ故に、罪人を死刑にする場合には、彼を公民としてではなく、寧ろ敵人として処刑するのである。

彼に対する判決は彼が社会契約を破った者であって、もはや国家の一員ではないということの宣言である。犯罪者が国内にいるという理由で国家の一員として認められているのであるが、かかる者は社会契約の違反者として、社会から追放するか、公民の敵として処刑するかして国家から切り離す必要がある。かくのごとき、敵は精神的な人格の所有者ではなく、一個人間という動物にすぎないからである。^①(un tel ennemi n'est pas une personne morale, c'est un homme)

各人は社会契約によって政治団体を組織し、それに生命を与えた。更に立法によってその活動の根本方針と意思を与えるのである。原始契約は結合の契約であるが、この政治団体が自己保全のために為さねばならないことは何も規定されていないのである。

一切の正義は神に由来するものであって、神のみが正義の源泉である。^②(Toute justice vient de Dieu, lui seul en est la source) 若し各人がかくも高いところから正義を受取ることを知っているならば法律はその必要はなくなる。しかし理性から出た普遍的正義の法は自然の制裁を欠いているから人間の社会においては余り効力がない。善人は万人と共にこの法を守るが、悪人

はこれを破る。それ故に、すべてこの人々をしてこれを守らせるためには、契約と法律とが必要となる。(Il faut donc des conventions et des lois)

自然状態においてはすべてのものが共同であるから、自分が約束しなかった人々に対しては何等の義務を負うことがない。ただ自分にとって無用のもののみが他人のものである。社会状態においては一切の権利、義務は法律によって定められるのである。社会の成員相互の関係或は成員と団体との関係を規律する法律が必要である。各公民は他のすべての公民に対して完全に独立し、国家に対して絶対に服従することにならねばならない。というのは国家の成員の自由を保証するものは国家だからである。法律のうちで最も重要な法律は公民の心のうちに刻みこまれている真に国家の憲法ともいべきもので、法律に生氣を与え、法律のうちに権威的な力をつくり出すものがある。これが風習であり、慣習であり、輿論である。法律が成功するか否かはこれによるのであって、法律の土台ともいべきものである。^④

あらゆる自由なる行為は二つの原因が協力して生み出すものである。その一つは精神的原因であって、それは行為を注意する意思であり、他は肉体的原因であって、その行為を実行する実践力である。政治団体においても同様に二つの原動力がある。すなわち、政治団体における意思と力である。前者を立法権といい、後者を行政権といふことができる。この二つの原動力が協力せずしては何事もなし得ないのである。^⑤

一般に民主政治においては、立法権は人民に属するものであり、人民にしか属しないものである。執行権は法律を制定することがその任務である主権者の権限の外におかれる。この二つの力を結合して一般意思の指導の下に働かせ、国家と主権者との連絡に当るものが政府(gouvernement)である。^⑥政府は主権者(le souverain)と混同してはならない。それは内閣(ministre)である。政府とは臣民と主権者との間に立ってこれら両者の連絡に当るために設けられ、法律の執行と公民的、政治的自由の維持に任ずる仲介の団体である(un corps intermédiaire établi entre les sujets et le souverain pour leur mutuelle correspondance, chargé de l'exécution des lois et du maintien de la liberté, tant civil que politique) この団体の成員は行政官(magist-

rats) 或いは王 (rois) すなわち統治者 (gouverneurs) とよばれ、団体全体は王侯 (prince) とよばれる。人民を元首に服従せしめる行為は契約ではない (l'acte par lequel un peuple se soumet à des chefs n'est point un contrat) これは彼等が主権者から委任 (une commission) されたことであり、またそれがために主権者に雇傭されている (un emploi dans lequel) のである^⑦。

彼等は主権者の官吏 (officiers du souverain) として主権者から委任された権力 (le pouvoir dont il les a faits dépositaires) を主権者の名において (en son nom) 行使しているのである。主権者は必要なれば、何時たりともこの権力を制限し (limiter) 変更し (modifier) 回収する (reprendre) ことができる。この権利を譲渡する (l'aliénation) ことは社会団体の性質 (la nature du corps social) と相容れないものであり、団体の目的 (but de l'association) にも反する。執行権の正当の行使 (l'exercice légitime de la puissance exécutive) を政治 (gouvernement) 或いは最高行政 (suprême administration) とよび、この行政を委任された人または団体 (l'homme ou le corps) を王侯 (prince) 或いは執政官 (magistrat) とよぶのである。

政府には主権者と国家とを結びつける力、仲介的な権力 (les forces intermédiaires) がある。主権者と国家との関係は連比例の外項をもって表わすことができ、政府はその比例中項にあたるのである。政府は主権者から命令を受けて、それを人民に伝える。国家がよく平衡を保つためには政府そのものの権力の相乗積と、一方において主権者であり、他方において人民であるところの公民の権力 (la puissance des citoyens, qui souverain d'un côté et sujets de l'autre) の相乗積とが等しくあることが必要である。この三項のうち何れか一つを変えると忽ち比例全体が壊れるのである。主権者が政治を行なおうとしたり、行政官が法律を制定しようとしたり、臣民が服従を拒んだりするならば忽ち秩序が無秩序となり、権力と意思との協調が破れて、国家は混乱して専制状態 (le despotisme ou l'anarchie) が無政府状態となる。またいかなる比例式においても比例中項は一つであって、一つに限らなければならない。^⑧

国家が一万人の公民から構成されていると仮定して考えて見るに、主権者は

集合体、団体 (collectivement et en corps) として考えられ、各個人 (particulier) は臣民としては (en qualité de sujet) 単なる一個人 (individu) と考えられる。かくて主権者が臣民に対する比は一万対一である。即ち国家の各成員は全く主権に服従するのであるが、主権の一万分の一の分け前をもつに過ぎないのである。もし人民の数が十万になれば、臣民としての身分には何ら変化はなく各人は平等に法律の支配を受けるのであるが、各人の投票権は十万分の一に減じ、法律の制定に与かる力は以前の十分の一に減るのである。臣民の身分は常に同一であるが主権者としての権力の比率は公民の数に比例して小さくなる。従って国家が大きくなればなるほど自由は減少する。

特殊意思 (les volontés particulières) と一般意思 (la volonté générale) とは隔っているほど、慣習 (les mœurs) と法律 (lois) とが離れているほど抑制力 (la force réprimante) を増加させる必要がある。それ故に、政府がよき政府たるためには、人民の数が多くなるにつれて比例的に権力を増さなければならぬのである。

他方において国家の膨張は公権を委託された人々に権力を濫用する誘惑と手段とをますます多く与えるものである。主権者は政府を抑制する力を増さねばならない。ここに主権者と執政者と人民との間に連比例が成立するのである。政府は主権者を俟ってはじめて存在するものである。それ故に、執政者の支配的意思は一般意思または法律以外のものであってはならない (la volonté dominante du prince n'est ou ne doit être que la volonté générale ou la loi) もし執政者が主権者の意思よりも特殊意思をもつようなことになれば、社会的結合は消滅し、政治団体は解消することになる。

執政者の団体は多数の構成員によっても少数の構成員によっても構成される。主権者の臣民に対する比率は人民の数が多くなればなるほど大きくなるごとく、政府の執政者に対する比率についても同様である。執政者の数が多ければ多いほど政府の力はそれだけ弱くなるのである。(plus les magistrats sont nombreux, plus le gouvernement est faible)

執政官の人格のうちに本質的に異った三つの意思がある。第一は個人に固有な意思であって、これは自己に特殊な利益のみをはかるものである。第二は執

政官に共通の意思であって、これは執政者の利益のみに関係するものである。これは団体意思 (*volonté de corps*) といわれるものである。この意思は政府から見れば一般意思であるが、政府をその一部とする国家にとっては特殊意思にすぎないのである。第三は人民の意思 (*la volonté du peuple*) 或いは主権者の意思 (*la volonté souveraine*) であって、全体として考えられた国家にとっても全体の部分として考えられた政府にとっても共に一般意思 (*la volonté générale*) である。

完全な立法制度のもとにおいては特殊意思、すなわち、個人意思 (*la volonté individuelle*) は無効である。政府に固有な団体意思は一般意思に対して服属的なもの (*subordonnée*) であって、一般意思、すなわち、主権者の意思 (*la volonté générale ou souveraine*) が支配的 (*dominante*) であって、他のすべての意思の唯一の規矩 (*la règle unique de toutes les autres*) でなければならない。

自然状態においてはこれと全く反対であって、一般意思は常に最も弱く、団体意思はこれにつき、特殊意思はすべての意思のうちで最も強いのである。

若し政府全体が唯一人の掌中にありとすれば、特殊意思と団体意思とは完全に一致するから、団体意思は最強度に到達するものである。力の使用は意思の強度に依存するので、最も強力な政府は唯一人からなる政府である。 (*le plus actif des gouvernements est celui d'un seul*) ということができる。

これに反して、政府と立法府を合一せしめ、執政者を以って主権者たらしめたならば、団体意思は一般意思と一つになるから、団体意思の活動力は弱くなるであろう。政務を委任されている人の数が増すにつれて、政務の執行がますます進捗しなくなるということは明らかなことである。特殊意思は執政者の数が増すにつれて抑制する力が増大し活動力が慎重になりすぎて弛緩するからである。執政者の数が多ければ多いほど団体意思は一般意思に近づくが、執政者がただ一人の場合には行政府の団体意思は特殊意思にすぎないものとなる。^⑩

① Rousseau, op. cit. p. 41.

② Ibid, p. 42.

③ Idem.

④ Ibid, p. 56.

⑤ Ibid, p. 57.

⑥ Idem.

⑦ Ibid, p. 58.

⑧ Ibid, p. 60.

⑨ Ibid, p. 61.

⑩ Ibid, p. 62.

（二）政治形態

主権者が政治を全人民にまたは大部分の人民に委託して政治を行わしめるような政治形態を民主政治というのである。^① (cette forme de gouvernement est le nom de démocratie)

また主権者は政治を少数の人々に委任する政治形態を貴族政治という。^② (cette forme porte le nom d'aristocratie) 主権者が全政治をただ一人の執政者に委任する。そして他のすべての者はこの一人から行政権を授かるようにするとき、これを君主政治または王政とよぶ。^③ (cette forme s'appelle monarchie ou gouvernement royal)

民主政治は全人民が直接政治に参与してもよく、またそれより少なくともよい。貴族政治は人民のうちの少数のものが政治に参与するものである。君主政治については、スパルタの憲法では常に二王が政治を行っていた。アテネにては九人の執政者が王の地位にあったし、ローマ帝国では八人の皇帝が同時に政治を掌ったこともあるが、通例は単一人が政治を担当するのである。

民主政治を行うためには、人民が容易に集合することができ、各公民が相互によく知り合える状態であることが好ましい。風習が純朴で多忙な政務や面倒な論争のないことが望ましいのである。またその人物や財産の差異の少ないことが望ましい。そうでなければ権力と権利における平等が永続することは困難である。そのためには奢侈を無くしなければならない。奢侈は富の結果であるが、奢侈は富者も貧者をも堕落せしめるものである。(le luxe est l'effect des richesses, il corrompt le riche et le pauvre) すなわち、所有によっ

て富者を墮落させ、羨望によって貧者を墮落させる。(l'un par la possession, l'autre par la convoitise)。国家を柔弱と虚栄に売り、全公民を奴隸たらしめるに到るのである。

モンテスキューは徳をもって共和国の原則としたのである。(Montesquieu a donné la vertu pour principe à la république) というのは徳なくしては国家は存立することができないからである。われわれが注意しなければならないことは民主政治ほど内乱や国内紛争に曝されている政治はないということを知らねばならない。民主政治を維持するためには警戒と勇氣(de vigilance et de courage)を要するものである。奴隸的平和よりも寧ろ危険のある自由を選ぶ(malo periculosam libertatem quam quietum servitium)

次に貴族政治には二つの精神的人物、すなわち、政府と主権者がある^⑤。(deux personnes morales, le gouvernement et le souverain) ここには二つの一般意思がある。すなわち、全国民の一般意思と政府の成員の一般意思である。

歴史的に見れば最初の社会は貴族政治的に統治されたものである。各家族の家長達は公共の事柄(des affaires publiques)を彼等同志の間で協議した。若者達は経験の権威の前に譲歩した。

しかしこの制度による不平等が自然の不平等に打勝つようになり、富や権力が年令や経験よりも重視されるようになり、貴族政府は選挙制となった。権力や財産が父から子に相続されるようになると門閥(les familles patriciennes)が生じ、政府は世襲的(héréditaire)となり、20才の元老院議員(des sénateurs de vingtans)^⑥が生ずるようになったのである。

貴族政態には三種類がある。自然的貴族政態(aristocratie naturelle)選挙制貴族政態(aristocratie électorale)世襲的貴族政態(aristocratie héréditaire)がある。自然的貴族政態は素朴な人民のみに適し、世襲的貴族政態は最悪の政態であり、選挙制貴族政態は最良のものである^⑦。

民主政治においてはすべての公民は生まれながらにして執政者になる可能性を有するのであるが、貴族政治においてはごく小数のものに限られ、且つこれらの少数者も選挙によって執政者となり得るのである。選挙において、誠実、

聰明、練達 (la probité, les lumières, l'expérience) その他の卓越したものを選んでよき政治の実現の保障とすべきである。貴族政治においては、名も知れない取るに足らぬ多数者が政治を行うよりも、尊敬すべき元老達が政治を行った方が外国に対する国家の信用も遙かに厚くなるのである。かくして、最も賢明なるものが私利を自的とせず、人民の利益を目的として政治を行うということが確実であるならば、かかる者が人民を支配するのが最良であって、最も理に適ったものがある。徒らに機関を増設する必要はなく、選ばれた少数の者で政治ができれば、多数の者で不都合なことをしでかすより遙かによいことである。しかし貴族政治においては団体の利益 (l'intérêt de corps) にとらわれるために、公共の力 (la force publique) を一般意思の規矩に基づいて (sur la règle de la volonté générale) 用うることが困難となる。

貴族政治においても民主政治の場合のごとくこれに独特な徳が必要である。それは富者の節制と貧者の満足である。(le modération dans les riches, et le contentement dans les pauvres) しかし貴族政治においては厳密な意味^⑧における平等などは (une égalité rigoureuse) あてはまらない。

次に政治の執行権が一人の自然人に統一される場合について考えて見るに、この自然人 (une personne naturelle) が君主または国王 (un monarque ou un roi) とよばれるのである。

他の政治では政府が集合体 (un être collectif) であるのであるが、この政府 (administration) では個人 (un individu) が集合体を表わしている (représente) のである。君主を構成している精神的単位 (l'unité morale qui constitue le prince) はまた肉体的単位 (une unité physique) であって、他の政態においてならば法律によって非常な努力をもって結合^⑨される一切の能力 (toutes les facultés) が自然に結合されているのである。(naturellement réunies) かくして人民の意思 (la volonté du peuple) と君主の意思 (la volonté du prince) 国家の公共の力 (la force publique de l'Etat) と政府の特殊な力 (la force particulière du gouvernement) とがすべて同一の動力で (an même mobile) 動かされ、発動機の発条 (les ressorts) は同一の手に握られ同一目的に向って (au même but) 進むのである。われわ

れは君主政治におけるほど最小の努力で最大の活動をおこさせるような如何なる制度も想像することができないのである。わが身は静かに海岸に座しながら自由に巨船を進水させたアルキメデスの姿は、自らは皇居にあって、動かずして広大なる国家を動かしている 達練の君主 (un monarque habile gouvernant) の姿であるといふことができる^⑩。

しかし君主政治ほど活気に満ちた政府はないが、また君主政治ほど特殊意思 (la volonté particulière) が威力を持ち、他の意思を支配するものもない。一切のものが同一目的に向って進んでいる。しかしこの目的が必ずしも公共の幸福 (la félicité publique) とは保障されなくて、国家の損失を招くこともある。

君主はその権力が絶対的であることを望む。国王の個人的利益は人民が弱く貧しくて国王に反抗することができないことである。真に人民が君主に信服している場合には君主の利益は人民が強力であることでなければならない。というのは、この場合には人民の力が国王の力であるからである。それは隣国に対して彼をおそるべきものとするからである。

君主政府は民主政府に劣るとされることは次の理由によるのである。民主政府においてはその地位につくものは、その地位を辱しめないだけの能力と識見に富んでいるのであるが、君主政府においては小才のきく陰謀家の徒が多く、彼の小才は宮廷の高官につかしめるに役立つが、一たび要職につけば忽ち不適任であることを暴露するに至るのである。

君主国がよく統治されるためには、その国の大きさ或いは広さが、これを統治する人の能力に相応していることが必要である。国王の力量の割に国が余りに小さすぎるようなことがあると、余りうまくゆかないものである。国王は常に自分の壯図を実現することばかりに気をとられて大切な人民の利益のことなど忘れ、自己の才能を濫用するがために、才能不足の君主が人民に与える不幸に劣らぬ不幸を人民に与えることになる。

君主政府における君主の空位の争奪を防ぐために、一般に皇位を世襲制としている。皇位継承の規定を定めて国王の崩御によって生ずる紛争を防止せんとする。ここに賢明な君主を選ぶ紛争よりも白痴の君主を戴く危険を選んだので

ある。

プラトンがいうごとく、生れつき理想的な国王は非常に稀れであるから王政とよき王の政治とを区別せねばならない。(gouvernement royal avec celui d'un bon roi) 君主政府それ自体を知らんとすれば、凡庸な君主か、邪悪のまま君主となったのか、それとも王位が彼等をして凡庸悪にしたのかのいずれかである。かかる問題を避けてこれまでの人々の考へ方は、かかる君主政治に対する救済策 (le remède) はただ黙々として服従すること (d'obéir sans murmure) であるとする。神が怒ったときに邪悪な国王を授けるのである (Dieu donne les mauvais Rois dans sa colère) から天罰として甘受しなければならないという。これは宗教上の問題であって政治上の問題ではない。政治上の問題はいかにしてよい政府をつくるかということではなければならない^⑪。

(la question serait d'en trouver un bon gouvernement

しかし、正確にいうならば、はっきりと単純な政治形態 (gouvernement simple) なるものはない。いかなる政治形態もこれらの政治形態の混合である。一人の元首にも幾人かの執政官が必要であり (un chef unique ait des magistrats subalternes) 人民政府にも一人の元首がなければならない。

(un gouvernement populaire ait un chef) かくして行政権の分割には (dans le partage de puissance exécutive) 多数から少数へと移ってゆく段階 (gradation du grand nombre au moindre) がある。

或る時は多数が少数に従属し、或る時は少数が多数に従属するのである。イギリス政府のごとくその構成部分が互に従属し合っていることもあるし、ポーランド政府におけるように各部の権威が互に独立していることもある。(les parties constitutives sont dans une dépendance mutuelle, comme dans le gouvernement d'Angleterre, l'autorité de chaque partie est indépendante, comme en Pologne) ポーランドのごとく政府の統一を欠いているものは悪い政治形態である。(il n'y a point d'unité dans gouvernement cette forme est mauvaise)

単純政府と混合政府とはどちらが優れているかということは政治学者の間で論ぜられてきた問題であるが、単純政府は単純であることによって優れている

ということができる。しかし、執行権がよく立法権に従属しないときには、すなわち、政府と主権者との比率が大である場合には、政府の権力を分割することによって従属するように調整しなければならないのである。かくすることによって、政府の各部分は臣民に対する権威は少しも減ずることなく、主権者対しては各部はその力を弱めたことになる。また同じような方法で、政府が余り弛緩しているときには、これを集中するために執行部を設けることができる。前者は政府の力を弱くするための分割であり、後者の場合は政府の力を緊張強化するための分割である。それ故に、政府の強さ弱さは単純政府にあるのであって、混合政府は中庸の力を与えるのに適するものである。

① Rousseau, op. cit. liv. III, chap. 3, p. 62.

② Ibid, p. 63.

③ Idem.

④ Ibid, p. 65.

⑤ Idem.

⑥ Ibid, p. 66.

⑦ Idem.

⑧ Ibid, chap. 6, p. 67.

⑨ Ibid, chap. 6, p. 68.

⑩ Ibid, p. 70.

⑪ Ibid, p. 71.

⑫ Ibid, p. 73.

（三）政府の評価

よき政府とはいかなるものであるかという抽象的な問題から離れて、具体的にいかなる特徴によって特定の人民がよく統治されているか、悪く統治されているかを見ることによって、この問題の解答を与えることができるのである。人民は公共の安寧を謳歌する (les sujets vantent la tranquillité publique) が公民は個人の自由を求める (les citoyens la liberté des particulières) 或る者は所有の安全を選ぶ (l'un préfère la sûreté des possessions) が他

の者は人格の安全を願う (l'autre celle des personnes) 或る者は最上の政府は最も厳格な政府であることを望み (l'un veut que le meilleur gouvernement est le plus sévère) 他の者は最も寛大な政府であることを希う (l'autre soutient que c'est le plus doux) 或る者は犯罪が罰せられることを望む (celui-ci veut qu'on punisse les crimes) が他の者は犯罪が予防されることを望む^① (celui-là qu'on prévienne) かくのごとくにては精神的性質には的確な尺度は存在しないので、その評価についての意見の一致を見出すことは容易ではない。

しかし、かかる政治的団体 (l'association politique) の目的は何であるかということについて考えて見ると、それはその成員の保全と繁栄 (la conservation et la prospérité de ses membres) であるということは国家契約の趣旨からも明確である。人民が自らを保全し繁栄しているということの目じるしは (le signe) 彼等の数と人口 (leur nombre et leur population) である。或る一つの政府の下において、外国の援助によらず、帰化や植民にもよらず、人民が繁殖し人口が増加していくということは、その政府がよい政府であることの標識である。それ故に、或る政府の下において、人民の数が減少してゆくならば、かかる政府は最悪の政府である。

特殊意思 (la volonté particulière) が絶えず一般意思に反対して働くように、政府は主権者に反対して働くことが多いのである。かかる働きが増せば増すほど国家組織は害される。主権者と君主との間に君主の意思に対抗することによって、両者を調整するような団体意思は (la volonté de corps) ないので、君主は主権者を蹂躪して、社会契約の目的を破壊するに至るのである。政治団体が成立した当初からこのような破壊力が包蔵されている。これは政治団体に固有で不可避の欠陥でもある。

政府が衰頹するときの表情は二つある。一つは政府が収縮する (se resserrer) するときであり、他は国家が瓦解する (l'état se dissout) ときである。政府は多数から少数に移る場合に収縮する。すなわち、民主政府から貴族政府へ、貴族政府から君主政府へ移る場合に収縮する。

政府がその政態を変更するには、政府がその力を消耗したために従来の政態

を維持することができなくなった場合である。政府の力が衰えるにつれて、再び政府の力を活気づけ、引き緊める必要がある。そうでなければ国家は滅亡するからである。

国家が瓦解するには二つの径路がある。その一つは君主がもはや法律に従って国家を統治しなくなり、主権を僭奪した場合である。かか場合は政府のみでなく国家が収縮する。大国は瓦解して、政府の成員のみが国家のうちに別の国家を組織する (le grand état se dissout et il s'en forme un autre dans celuilà composé seulement des membres du gouvernement) この国家はその他の人民にとっては暴君国家以外の何ものでもない。それ故に、政府が主権を僭奪した瞬間に社会契約は破棄されたことになる。

かくて公民はすべて自然的自由 (leur liberté naturelle) に戻ることができなくなる。人民は政府に対して服従の義務をもたなくなる。(non possède obligés d'obéir) 国家瓦解の第二の径路は、政府の成員達が団体として行使すべき権力を各自別々に僭奪する場合である。かくなると執政者の数だけの君主が生ずることになり、国家は執政者の数だけに分割されて滅亡するか、政態を変更するに至るのである。国家が瓦解するとき政治の悪しき行使を普通無政府状態 (le nom commun d'anarchie) とよぶ。これと区別して一般に民主政府は衆愚政府に衰頹し、貴族政府は寡頭政府に、君主政府は暴君政府に衰頹する。^③
(la démocratie dégénère en ochlocratie, l'aristocratie en oligarchie, la royauté en tyrannie)

普通暴君とは暴力を以て人民を統治し、正義や法律を無視する王 (un roi qui gouverne avec violence et sans égard á la justice et aux lois) のことをいう。しかし正確な意味では王権 (l'autorité royale) をもつ権利なくしてこれを僭取した個人をいうのである。要するに善悪に関係なく、その権威が合法的でない王 (prince dont l'autorité n'était pas légitime) をかくよぶのである。かくして暴君 (tyran) と篡奪者 (usurpateur) とは全く同意語 (synonymes) である。また更にこれを分けて、王権の篡奪者 (l'usurpateur de l'autorité royale) を暴君 (tyran) とよび、主権の篡奪者 (l'usurpateur du pouvoir souverain) を専制君主 (despote) とよぶのである。暴君とは法

律を犯すことによって、法律に従って統治する地位を奪う者をよび、専制君主とは法律そのものを超越した者をいうのである。専制君主は常に暴君であるとい^④うことができる。

- ① Rousseau, op. cit. chap. 9, p. 74.
- ② Ibid, liv. 8, chap. 9, p. 75.
- ③ Idem.
- ④ Ibid, chap. 10, p. 76.

参 考 文 献

- Bluntschli, Geschichte der neueren Staatswissenschaft, ss. 334~362.
- Bosanquet, Philosophical Theory of the State, pp. 79~117.
- Coker, Readings in Political Philosophy, chs. XVII~XVIII.
- Dunning, History of Political Theories, from Rousseau to Spencer, ch. I.
Political Theories of Jean Jacques Rousseau, pp. 377~458.
- Flint, Historical Philosophy in France, pp. 262~289.
- Gumplowicz, Geschichte der Staatstheorien. ss. 234~258.
- Janet, Histoire de la science politique. II. pp. 329~477.
- Lincoln, Rousseau and the French Revolution. pp. 103~142.
- Lord, Principles of Politics, pp. 127~152.
- Lowell, Eve of the French Revolution, chs. IX-X, XIV-XIX.
- Morley, Rousseau. p. 125.
Rousseau's Influence on European Thought. p. 85.
- Pollorck, History of the science of politics, pp. 79~89.
- Ritchie. Contribution to the history of the social contract theory. pp. 656~676.
- Scherger, Evolution of modern liberty, ch. VII.
- Sée, Les Idées politiques en France au XVIII^{me} siècle.
- Willoughby, The nature of the state, pp. 79~85.
- Rodet. Le contrat social et les idées politiques de J. J. Rousseau. p. 218
- Champion, J. J. Rousseau et la révolution française. pp. 46~60

主権概念の研究 (その二) (今井)

Frank, Réformateurs et publicistes de l'Europe, dix-huitième siècle, pp. 301~379.

Tozer, Introduction in Rousseau's Social Contract. pp. 120~127.

Saint-Marc-Girardin, Jean Jacques Rousseau, sa vie et ses ouvrages. p. 48.

類 文 善 書

- ① Rousseau on the state, p. 71.
② Ibid. iv. 2. chap. 2, p. 75.
③ Ibid.
④ Ibid. chap. 10, p. 78.
- Bluntschli, Geschichte der modernen Staatswissenschaft, ss. 324-325.
Bossanquet, Philosophical Theory of the State, pp. 79-117.
Coker, Readings in Political Philosophy, chs. X-III-XIV.
Lindsay, History of Political Thought, from Rousseau to Spencer, ch. 1.
Political Theories of Jean Jacques Rousseau, pp. 317-323.
Etat, Histoire Philosophique de France, pp. 285-289.
Kruppawicz, Geschichte der Staatslehre, ss. 324-325.
Jean, Histoire de la science politique, II, pp. 329-377.
Lindsay, Rousseau and the French Revolution, pp. 103-112.
Lord, Principles of Politics, pp. 121-123.
Lowe, Eye of the French Revolution, chs. IV-X, XV-XVI.
Mortier, Rousseau, p. 125.
Rousseau's Influence on European Thought, p. 85.
Political History of the Science of Politics, pp. 79-89.
Ritter, Contribution to the history of the social contract theory, pp. 459-475.
Söregger, Evolution of modern liberty, ch. VI.
See the ideas politics in France in XVIIIe siècle.
Whistling, The nature of the state, pp. 73-85.
Robert, Le contrat social et les idées politiques de J. J. Rousseau, p. 215.
Garnier, J. J. Rousseau et la révolution française, pp. 78-80.